

第一回国会 司法委員会 議録 第五十七号

昭和二十二年十一月二十日(木曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長代理 豊島石川金次郎君

理事 芥木 一久君

井伊 誠一君 石井 繁九君

神原 千代君 打出 信行君

中村 又一君 八並 達雄君

山下 春江君 吉田 安君

山口 好一君 大島 多蔵君

酒井 俊雄君

出席國務大臣 鈴木 義男君

出席政府委員 司法次官 佐藤 藤佐君

司法事務官 奥野 健一君

委員外の出席者 専門調査員 村 教三君

十一月十八日

戸籍法を改正する法律案(内閣提出)(第一〇〇號)

十一月十九日

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一〇四號)

家事審判法施行法案(内閣提出)(第一〇九號)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

戸籍法を改正する法律案(内閣提出)(第一〇〇號)

裁判官の待遇に關する問題について、政府の意見聴取の件

一 伊東警察署警察官の職權濫用並

びに住居侵入に對し公正なる司法權發動の請願(高橋英吉君外四名紹介)(第四五六號)

二 借地借家法の一部改正その他に關する請願(中村元治郎君紹介)(第一〇一〇號)

陳情書

一 東北辯護士會決議事項實現要望に關する陳情書(東北辯護士會連合會)(第五七號)

二 借家人保護の法律制定に關する陳情書(濱濱市山田秀作)(第五九號)

三 札幌高等裁判所の支部を函館市に設置の陳情書(函館市長坂本森一)(第七二號)

四 最高裁判所の裁判官選定に關する陳情書(全國司法部職員組合中央執行委員長平本東平)(第一一九號)

五 同居借家人の權利保護に關する陳情書(會社員伊藤謙一)(第一五二號)

六 簡易裁判所設置に關する陳情書(茨城縣猿島郡埴町長沼田安兵衛)(第一七八號)

七 民法の一部を改正する法律案修正に關する陳情書(全日本辯護士會第一東京辯護士會)(第二〇三號)

八 法律上元制度實現に關する陳情書(浦和辯護士會長會田物七)(第二八二號)

九 犯罪の捜査取調等に關する陳情書(長野縣北安曇郡松川村柳田龍

澤情之助)(第二九六號)

一〇 松江地方裁判所に廣島高等裁判所支部設置に關する陳情書(松江辯護士會長吉田支市)(第二九九號)

〇 松永委員長 會議を開きます。

戸籍法を改正する法律案を議題といたします。まず本案に對する政府の説明をお願いいたします。奥野政府委員。

戸籍法を改正する法律案

戸籍法目次

第一章 總則

第二章 戸籍簿

第三章 戸籍の記載

第四章 届出

第一節 通則

第二節 出生

第三節 認知

第四節 養子縁組

第五節 養子離縁

第六節 婚姻

第七節 離婚

第八節 親權及び後見

第九節 死亡及び失踪

第十節 生存配偶者の復氏及び姻族關係の終了

第十一節 推定相続人の廢除

第十二節 入籍

第十三節 分籍

第十四節 國籍の得喪

第十五節 氏名の變更

第十六節 轉籍及び就籍

第十七節 戸籍簿の訂正

第六節 雜則

附則

第一章 總則

第一條 戸籍に關する事務は、市町村長がこれを管掌する。

第二條 市町村長は、自己又はその配偶者、直系尊屬若しくは直系卑屬に關する戸籍事件については、その職務を行ふことができない。

第三條 戸籍事務は、市役所又は町村役場の所在地を管轄する司法事務局長の長がこれを監督する。

第四條 都の區のある區域において、この法律中の市、市長及び市役所に關する規定は、區、區長及び區役所にこれを準用する。特別市及び地方自治法第五十五條第二項の市においても、第五條第一項の場合を除く外、同様である。

第五條 この法律の規定によつて納める手数料は、これを市町村の收入とする。

第六條 戸籍簿は、政令でこれを定める。

第二章 戸籍簿

第六條 戸籍は、市町村の區域内に本籍を定めたる一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。但し、配偶者が不在者については、あつたに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。

第七條 戸籍は、これをつつて帳簿とする。

第八條 戸籍は、正本と副本を設ける。

正本は、これを市役所又は町村役場に備え、副本は、監督司法事務局長又はその出張所がこれを保存する。

第九條 戸籍は、その筆頭に記載した者の氏名及び本籍でこれを表示する。その者が戸籍から除かれた後、同様である。

第十條 何人でも正當な事由があるときは、手数料を納めて、戸籍簿の閲覧又は戸籍の謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。戸籍の謄本若しくは抄本の記載事項に變更がないことの證明又は戸籍に記載した事項に關する證明についても、同様である。

第十一條 手数料の外に郵送料を納めて、謄本、抄本又は前項に規定する證明書の送付を請求することができる。

第十二條 謄本は、請求によつて、除籍者に關する記載の謄本を省略して、これを作る事ができる。

第十三條 戸籍簿の全部又は一部が、滅失したとき、又は滅失の虞があるときは、法務總長は、その再製又は補充について必要な處分を命ずる。但し、滅失した場合は、その旨を告示しなければならぬ。

第十四條 一戸籍内の全員をその戸籍から除いたときは、その戸籍

第二類第四号 司法委員会議録 第五十七号 昭和二十二年十一月二十日

は、これを戸籍から除いて別に  
つづり、除籍簿として、これを保存  
する。

第九條乃至前條の規定は、除籍  
簿及び除かれた戸籍にこれを準用  
する。

第三章 戸籍の記載

第十三條 戸籍には、本籍の外、戸  
籍内の各人について、左の事項を  
記載しなければならない。

一 氏名

二 出生の年月日

三 戸籍に入った原因及び年月日

四 實父母の氏名及び實父母との  
續柄

五 養子であるときは、養親の氏  
名及び養親との續柄

六 夫婦については、夫又は妻で  
ある旨

七 他の戸籍から入つた者につい  
ては、その戸籍の表示

八 その他命令で定める事項

第十四條 氏名を記載するには、左  
の順序による。

第一 夫婦が、夫の氏を稱するこ  
きは夫、妻の氏を稱するときは  
妻

第二 配偶者

第三 子

子の間では、出生の前後によ  
る。

戸籍を編製した後にその戸籍に  
入るべき原因が生じた者について  
は、戸籍の末尾にこれを記載す  
る。

第十五條 戸籍の記載は、届出、報  
告、申請若しくは請求、證書若し  
くは航海日誌の謄本又は裁判によ  
つてこれをする。

第十六條 婚姻の届出があつたとき  
は、夫婦について新戸籍を編製す  
る。但し、夫婦が、夫の氏を稱す  
る場合に夫、妻の氏を稱する場合  
に妻が戸籍の筆頭に記載した者で  
あるときは、この限りでない。

前項但書の場合には、夫の氏を  
稱する妻は、夫の戸籍に入り、妻  
の氏を稱する夫は、妻の戸籍に入  
る。

第十七條 戸籍の筆頭に記載した者  
及びその配偶者以外の者がこれと  
同一の氏を稱する子又は養子を有  
するに至つたときは、その者につ  
いて新戸籍を編製する。

第十八條 父母の氏を稱する子は、  
父母の戸籍に入る。

前項の場合を除く外、父の氏を  
稱する子は、父の戸籍に入り、母  
の氏を稱する子は母の戸籍に入  
る。

養子は、養親の戸籍に入る。

第十九條 婚姻又は養子縁組によつ  
て氏を改めた者が、離婚、離縁又  
は婚姻若しくは縁組の取消によつ  
て、婚姻又は縁組前の氏に復する  
ときは、婚姻又は縁組前の戸籍に  
入る。但し、その戸籍が既に除か  
れているとき、又はその者が新戸  
籍編製の申出をしたときは、新戸  
籍を編製する。

前項の規定は、民法第七百五十  
一條第一項の規定によつて婚姻前  
の氏に復する場合及び同法第七百  
九十一條第三項の規定によつて従  
前の氏に復する場合にこれを準用  
する。

第二十條 前二條の規定によつて他  
の戸籍に入るべき者に配偶者があ  
るときは、前二條の規定にかかわ  
らず、その夫婦について新戸籍を  
編製する。

第二十一條 成年に達した者は、分  
籍をすることが出来る。但し、戸  
籍の筆頭に記載した者及びその配  
偶者は、この限りでない。

分籍の届出があつたときは、新  
戸籍を編製する。

第二十二條 父又は母の戸籍に入る  
者を除く外、戸籍に記載がない者  
についてあらたに戸籍の記載をす  
べきときは、新戸籍を編製する。

第二十三條 第十六條乃至第二十  
一條の規定によつて、新戸籍を編製  
され、又は他の戸籍に入る者は、  
従前の戸籍から除籍される、死亡  
し、失踪の宣告を受け、又は国籍  
を失つた者も、同様である。

第二十四條 戸籍の記載が法律上許  
されないものであること又はその  
記載に錯誤若しくは遺漏があるこ  
とを發見した場合には、市町村長  
は、遅滞なく届出人又は届出事  
件の本人にその旨を通知しなければ  
ならない。但しその錯誤又は遺漏  
が市町村長の過誤によるものであ  
るときは、この限りでない。

前項の通知をすることができな  
いとき、又は通知をしても戸籍訂  
正の申請をする者がないときは、  
市町村長は、監督司法事務局長の  
許可を得て、戸籍の訂正をする  
ことができる。前項但書の場合  
も、同様である。

裁判所その他の官廳、檢察官又  
は吏員がその職務上戸籍の記載が  
法律上許されないものであること  
又はその記抄に錯誤若しくは遺漏  
があることを知つたときは、遅滞  
なく届出事件の本人の本籍地の市  
町村長にその旨を通知しなければ  
ならない。

第四章 届出

第一節 通則

第二十五條 届出は、届出事件の本  
人の本籍地又は届出人の所在地で  
これをしなければならない。

日本の国籍を有しない者に關す  
る届出は、その寄留地又は届出人  
の所在地でこれをしなければならない。

第二十六條 本籍が明かでない者又  
は本籍がない者について、届出が  
あつた後に、その者の本籍が明か  
になつたとき、又はその者が本籍  
を有するに至つたときは、届出又  
は届出事件の本人は、その事實を  
知つた日から十日以内に、届出事  
件を表示して、届出を受理した市  
町村長にその旨を届け出なければ  
ならない。

第二十七條 届出は、書面又は口頭  
でこれをすることができる。

第二十八條 法務總裁は、事件の類  
種によつて、届書の様式を定める  
ことができる。

前項の場合には、その事件の届  
出は、當該様式によつてこれをし  
なければならない。但し、やむを  
得ない事由があるときは、この限  
りでない。

第二十九條 届書には、左の事項を  
記載し、届出人が、これに署名  
し、印をおさなければならない。

一 届出事件

二 届出の年月日

三 届出人の出生の年月日、所在

及び戸籍の表示

四 届出人と届出事件の本人と異  
なるときは、届出事件の本人の  
氏名、出生の年月日、所在、戸  
籍の表示及び届出人の資格

第三十條 届出事件によつて、届出  
人又は届出事件の本人が他の戸籍  
に入るべきときは、その戸籍の表  
示を、その者が従前の戸籍から除  
かれるべきときは、従前の戸籍の  
表示を、その者について新戸籍を  
編製すべきときは、その旨、新戸  
籍編製の原因及び新本籍を、届書  
に記載しなければならない。

届出事件によつて、届出人若し  
くは届出事件の本人でない者が他  
の戸籍に入り、又はその者につい  
て新戸籍を編製すべきときは、届  
書にその者の氏名及び出生の年月  
日を記載する外、その者が他の戸  
籍に入るか又はその者について新  
戸籍を編製するかの區別に従つ  
て、前項に掲げる事項を記載しな  
ければならない。

届出人でない者について新戸籍  
を編製すべきときは、その者の従  
前の本籍と同一の場所を新本籍と  
定めたものとみなす。

第三十一條 届出をすべき者が未成  
年者又は禁治産者であるときは、  
親権を行う者又は後見人を届出義  
務者とする。但し、未成年者又は  
禁治産者が届出をすることを妨げ  
ない。

親権を行う者又は後見人が届出  
をする場合には、届書に左の事項  
を記載しなければならない。

一 届出をすべき者の氏名、出生  
の年月日及び本籍

二 無能力の原因  
三 届出人が親権を行う者又は後見人である旨

第三十二條 無能力者がその法定代理人の同意を得ないでできることができる行為については、無能力者が、これを届出なければならぬ。

第三十三條 証人を必要とする事件の届出については、証人は、届書に出生の年月日、所在及び本籍を記載し、署名し、印をおさなければならぬ。

第三十四條 届書に記載すべき事項であつて、存しないもの又は知れないものがあるときは、その旨を記載しなければならぬ。

第三十五條 届書には、この法律その他の法令に定める事項の外、戸籍に記載すべき事項を明かにするために必要であるものは、これを記載しなければならぬ。

第三十六條 二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合には、市役所又は町村役場の数と同数の届書を提出しなければならぬ。

本籍地外で届出をするときは、前項の規定によるものの外、なお、二通の届書を提出しなければならぬ。

前二項の場合に、相當と認めるときは、市町村長は、届書の謄本を作り、これを届書に代えることができる。

第三十七條 口頭で届出をするには、届出人は、市役所又は町村役場に出現し、届書に記載すべき事項を陳述しなければならぬ。

市町村長は、届出人の陳述を筆記し、届出の年月日を記載して、これを届出人に讀み聞かせ、且つ、届出人に、その書面に署名させ、印をおさなければならぬ。

届出人が疾病その他の事故によつて出現することができないときは、代理人によつて届出をすることができ、但し、第六十條、第六十一條、第六十六條、第六十八條、第七十條乃至第七十二條、第七十四條及び第七十六條の届出については、この限りでない。

第三十八條 届出事件について父母その他の者の同意又は承諾を必要とするときは、届書にその同意又は承諾を證する書面を添附しなければならぬ。但し、同意又は承諾をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせるだけで足りる。

届出事件について裁判又は官廳の許可を必要とするときは、届書に裁判又は許可書の謄本を添附しなければならぬ。

第三十九條 届書に關する規定は、第三十七條第二項及び前條第一項の書面にこれを準用する。

第四十條 外國に在る日本人は、この法律の規定に従つて、その國に

駐在する日本の大使、公使又は領事に届出をすることができ、

第四十一條 外國に在る日本人が、その國の方式に従つて、届出事件に關する證書を作らせたときは、一箇月以内にその國に駐在する日本の大使、公使又は領事にその證書の謄本を提出しなければならぬ。

大使、公使又は領事がその國に駐在しないときは、一箇月以内に本籍地の市町村長に證書の謄本を發送しなければならぬ。

第四十二條 大使、公使又は領事は、前二條の規定によつて書類を受理したときは、遲滞なく、外務大臣を経由してこれを本人の本籍地の市町村長に送付しなければならぬ。

第四十三條 届出期間は、届出事件發生の日からこれを起算する。裁判が確定した日から期間を起算すべき場合に、裁判が送達又は交付前に確定したときは、その送達又は交付の日からこれを起算する。

第四十四條 市町村長は、届出を怠つた者があることを知つたときは、相當の期間を定めて、届出義務者に對し、その期間内に届出をすべき旨を催告しなければならぬ。

届出義務者が前項の期間内に届出をしなかつたときは、市町村長は、更に相當の期間を定めて、催告をすることができ、

第二十四條第二項の規定は、前二條の催告をしても届出をしな

い場合に、同條第三項の規定は、裁判所その他の官廳、檢察官又は吏員がその職務上届出を怠つた者があることを知つた場合にこれを準用する。

第四十五條 市町村長は、届出を受理した場合に、届書に不備があるため戸籍の記載をすることができないときは、届出義務者に、その追完をさせなければならぬ。この場合には、前條の規定を準用する。

第四十六條 届出期間が経過した後、これを受理しなければならぬ。

第四十七條 届出人の生存中に郵送した届書は、その死亡後であつても、市町村長は、これを受理しなければならぬ。

前項の規定によつて届書が受理されたときは、届出人の死亡の時に届出があつたものとみなす。

第四十八條 届出人は、届出の受理又は不受理の證明書を請求することができ、但し、受理の證明書を請求する場合には、手数料を納めなければならぬ。

利害關係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について證明書を請求することができる。但し、市町村長に對し請求する場合には、手数料を納めなければならぬ。

第十條第二項の規定は、前二項の場合にこれを準用する。  
第二節 出生  
第四十九條 出生の届出は、十四日

以内にこれをしなければならぬ。

届書には、左の事項を記載しなければならぬ。  
一 子の男女の別及び届出子又は届出でない子の別

二 出生の年月日時分及び場所  
三 父母の氏名本籍若し、日本の國籍を有しないときは、その旨

四 その他命令で定める事項  
醫師、助産婦又はその他の者が出産に立ち會つた場合には、醫師、助産婦、その他の者の順序に従つてそのうちの一人が命令の定めるところによつて作成する出生證明書を届書に添附しなければならぬ。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第五十條 子の名には、常用平易な文字を用いなければならぬ。常用平易な文字の範圍は、命令でこれを定める。

第五十一條 出生の届出は、外國又は命令で定める地域で出生があつた場合を除いては、出生地でこれをしなければならぬ。但し、汽車その他の交通機關(船舶を除く。以下同じ。)の中で出生があつたときは、母がその交通機關から降りた地で、航海日誌を備えない船舶の中で出生があつたときは、その船舶が最初に入港した地で、これをしなければならぬ。

第五十二條 届出子出生の届出は、父がこれをし、父が届出をすることができない場合又は子の出生前に父母が離婚をした場合には、母がこれをしなければならぬ。

届出でない子の出生の届出は、

母がこれをしなければならぬ。  
前二項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、左の者は、その順序に従つて、届出をしなければならぬ。

第一 同居者

第二 出産に立ち會つた醫師、助産婦又はその他の者

第五十三條 届出否認の訴を提起したときであつても、出生の届出をしなければならぬ。

第五十四條 民法第七百七十三條の規定によつて裁判所が父を定むべきときは、出生の届出は、母がこれをしなければならぬ。この場合には、届書に、父が未定である事由を記載しなければならぬ。

第五十二條 第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第五十五條 航海中に出生があつたときは、船長は、二十四時間以内、第四十九條第二項に掲げる事項を航海日誌に記載して、署名し、印をおさなければならぬ。

前項の手續をした後に、船舶が日本の港に著いたときは、船長は、遅滞なく出生に關する航海日誌の謄本をその地の市町村長に送付しなければならぬ。

船舶が外國の港に著いたときは、船長は、遅滞なく出生に關する航海日誌の謄本をその國に駐在する日本の大使、公使又は領事に送付し、大使、公使又は領事は、遅滞なく外務大臣を経由してこれを本籍地の市町村長に送付しなければならぬ。

第五十六條 病院、監獄その他の公

設所で出生があつた場合は、父母がともに届出をすることができないときは、公設所の長又は管理人が、届出をしなければならぬ。

第五十七條 棄兒を發見した者又は棄兒發見の申告を受けた警察官は、二十四時間以内その旨を市町村長に申し出なければならぬ。

前項の申出があつたときは、市町村長は、氏名をつけ、本籍を定め、且つ、附屬品、發見の場所、年月日時その他の状況並びに氏名、男女の別、出生の推定年月日及び本籍を調書に記載しなければならぬ。その調書は、これを届書とみなす。

第五十八條 前條第一項に規定する手續をする前に、棄兒が死亡したときは、死亡の届出とともにその手續をしなければならぬ。

第五十九條 父又は母は、棄兒を引き取つたときは、その日から一箇月以内に、出生の届出をし、且つ、戸籍の訂正を申請しなければならぬ。

第三節 認知

第六十條 認知をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならぬ。

一 父が認知をせよる場合には、母の氏名及び本籍

二 死亡した子を認知する場合に於ては、死亡の年月日並びにその直系卑屬の氏名、出生の年月日及び本籍

第六十一條 胎内に在る子を認知する場合に於ては、母の

氏名及び本籍を記載し、母の本籍地をこれに届出なければならぬ。

第六十二條 民法第七百八十九條第二項の規定によつて嫡出子となるべき者について、父母が嫡出子出生の届出をしたときは、その届出は、認知の届出の效力を有する。

第六十三條 認知の裁判が確定したときは、訴を提起した者は、裁判が確定した日から十日以内に、裁判の謄本を添附して、その旨を届け出なければならぬ。その届書には、裁判が確定した日を記載しなければならぬ。

第六十四條 遺言による認知の場合には、遺言執行者は、その就職の日から十日以内に、認知に關する遺言の謄本を添附して、第六十條又は第六十一條の規定に従つて、その届出をしなければならぬ。

第六十五條 認知された胎兒が死體で生れたときは、出生届出義務者は、その事實を知つた日から十四日以内に、認知の届出地で、その旨を届け出なければならぬ。但し、遺言執行者が前條の届出をした場合には、遺言執行者が、その届出をしなければならぬ。

第六十六條 縁組をしようとする者は、その旨を届け出なければならぬ。

第六十七條 配偶者の一方が双方の名義で縁組する場合に於ては、届書にその事由を記載しなければならぬ。

第六十八條 民法第七百九十七條の規定によつて縁組の承諾をする場

合はば、届出は、その承諾をする者がこれをしなければならぬ。

第六十九條 第六十三條の規定は、縁組取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第七十條 離縁をしようとする者は、その旨を届け出なければならぬ。

第七十一條 民法第八百一十一條第二項の規定によつて協議上の離縁をする場合には、届出は、その協議をする者がこれをしなければならぬ。

第七十二條 民法第八百一十一條第三項の規定によつて離縁をする場合には、養子だけで、その届出をすることが出来る。

第七十三條 第六十三條の規定は、離縁又は離縁取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第七十四條 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならぬ。

一 夫婦が稱する氏

二 その他命令で定める事項

第七十五條 第六十三條の規定は、婚姻取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第七十六條 離婚をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならぬ。

一 親權者と定められる當事者の氏名及びその親權に服する子の氏名

二 その他命令で定める事項

第七十七條 第六十三條の規定は、離婚又は離婚取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

前項に規定する離婚の届書には、左の事項をも記載しなければならぬ。

一 親權者と定められた當事者の氏名及びその親權に服する子の氏名

二 その他命令で定める事項

第七十八條 民法第八百九十九條第三項但書又は第四項の規定によつて協議で親權者を定めようとする者は、その旨を届出なければならぬ。

第七十九條 第六十三條の規定は、民法第八百九十九條第三項但書若しくは第四項の協議に代わる裁判が確定し、若しくは親權者變更の裁判が確定した場合又は父母の一方が親權者若しくは管理權の喪失の宣告を受け他の一方がその權利を行使する場合において親權者に、失權宣告取消の裁判が確定した場合においてその裁判を請求した者にこれを準用する。

第八十條 親權者若しくは管理權を離し、又はこれを回復しようとする者は、その旨を届け出なければならぬ。

第八十一條 後見開始の届出は、後見人が、その就職の日から十日以内、これをしなければならぬ。

い。届書には、左の事項を記載しなければならぬ。

一 後見開始の原因及び年月日

二 後見人が就職した年月日

第八十二條 後見人が更迭した場合

には、後任者は、就職の日から十日以内

にその旨を届け出なければならぬ。

この場合には、前條第二項の規定を準用する。

第八十三條 遺言による後見人指定の場合には、指定に關する遺言の謄本を、届書に添附しなければならぬ。

後見人選任の裁判があつた場合には、裁判の謄本を、届書に添附しなければならぬ。

第八十四條 後見終了の届出は、後見人が、十日以内に、これをしなければならぬ。

その届書には、後見終了の原因及び年月日を記載しなければならぬ。

第八十五條 後見人に關するこの節の規定は、後見監督人及び保佐人にこれを準用する。

第九節 死亡及び失踪

第八十六條 死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事實を知つた日から七日以内に、診断書又は検案書を添附して、これをしなければならぬ。

届書には、左の事項を記載しなければならぬ。

一 死亡の年月日時分及び場所

二 その他命令で定める事項

やむを得ない事由によつて診断書又は検案書を得ることができないときは、死亡の事實を證すべき書面を以てこれに代へることができ

きる。この場合には、届書に診断書又は検案書を得ることができない事由を記載しなければならぬ。

第八十七條 左の者は、その順序に従つて、死亡の届出をしなければならぬ。但し、順序にかかわらず届出をすることができる。

第一 同居の親族

第二 その他の同居者

第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

第八十八條 死亡の届出は、外國又は命令で定める地域で死亡があつた場合を除いては、死亡地で行なはなければならない。但し、死亡地が明らかでないときは、死體が最初に發見された地で、汽車その他の交通機關の中で死亡があつたときは、死體をその交通機關から降ろした地で、航海日誌を備へない船舶の中で死亡があつたときは、その船舶が最初に入漁した地で、これをしなければならぬ。

第八十九條 水難、火災その他の事變によつて死亡した者がある場合には、その取調をした官廳又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならぬ。但し、外國又は前條の地域で死亡があつたときは、死亡者の本籍地の市町村長に死亡の報告をしなければならぬ。

第九十條 死刑の執行があつたときは、監獄の長は、遅滞なく監獄所在地の市町村長に死亡の報告をしなければならぬ。

前項の規定は、在監中死亡した者の引取人がない場合にこれを準

用する。この場合には、報告書に診断書又は検案書を添附しなければならぬ。

第九十一條 前二條に規定する報告書には、第八十六條第二項に掲げる事項を記載しなければならない。

第九十二條 死亡者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を認職することができない場合には、警察官は、検視調査を作り、これを添附して、遅滞なく死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならぬ。

死亡者の本籍が明らかになり、又は死亡者を認職することができるに至つたときは、警察官は、遅滞なくその旨を報告しなければならぬ。

第九十三條 第五十五條及び第五十六條の規定は、死亡の届出にこれを準用する。

第九十四條 第六十三條の規定は、失踪宣告又は失踪宣告取消の裁判が確定した場合に於いてその裁判を請求した者にこれを準用する。

この場合には、失踪宣告の届書に民法第三十條に定める期間が満了した日をも記載しなければならぬ。

第十節 生存配偶者の復氏及び姻族關係の終了

第九十五條 民法第七百五十一條第一項の規定によつて婚姻前の氏に

復しようとする者は、その旨を届出なければならない。

第九十六條 民法第七百二十八條第二項の規定によつて姻族關係を終了させる意思表示しようとする者は、死亡した配偶者の氏名、本籍及び死亡の年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第十一節 推定相続人の廢除

第九十七條 第六十三條の規定は、推定相続人の廢除又は廢除取消の裁判が確定した場合において、その裁判を請求した者にこれを準用する。

第十二節 入籍

第九十八條 民法第七百九十一條第一項又は第二項の規定によつて父又は母の氏を稱しようとする者は、その父又は母の氏名及び本籍を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第九十九條 民法第七百九十一條第三項の規定によつて従前の氏に復しようとする者は、同條第一項又は第二項の規定によつて氏を改めた年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第十三節 分籍

第一百條 分籍をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

他の市町村に新本籍を定める場合には、戸籍の謄本を届書に添附しなければならない。

第一百一條 前條第二項の場合には、分籍の届出は、分籍地でこれをすることができ

る。

第十四節 國籍の得喪

第一百二條 外國人が養子縁組又は婚姻によつて日本の國籍を取得すべきときは、縁組又は婚姻の届書に國籍取得者の原國籍を記載しなければならぬ。

第一百三條 外國人が認知によつて日本の國籍を取得すべきときは、認知の届書に子の原國籍を記載しなければならぬ。

認知者が父であるときは、届書に母の國籍を記載しなければならぬ。

第一百四條 歸化の届出は、許可の日から十日以内にこれをしなければならぬ。

届書には、左の事項を記載しなければならない。

一 歸化をした者の原國籍

二 父母の氏名及び國籍

三 許可の年月日

四 歸化をした者とともに日本の國籍を取得した者があるときは、その氏名、出生の年月日及び歸化をした者との續柄

歸化をした者の妻又は子がその者とともに日本の國籍を取得したときは、届書にその事由を記載しなければならぬ。

第一百五條 國籍喪失の届出は、配偶者又は四親等内の親族が、その事實を知つた日から一箇月以内に、國籍喪失を證すべき書面を添附して、これをしなければならぬ。

届書には、左の事項を記載しなければならない。

一 國籍喪失の原因及び年月日

二 あらたに國籍を取得したときは、その國籍

國籍喪失者が日本の官職を有していた者であるときは、その官職

を以てこれに代へることができ

る。

第六二條 外國人が養子縁組又は婚姻によつて日本の國籍を取得すべきときは、縁組又は婚姻の届書に國籍取得者の原國籍を記載しなければならぬ。

第一百三條 外國人が認知によつて日本の國籍を取得すべきときは、認知の届書に子の原國籍を記載しなければならぬ。

認知者が父であるときは、届書に母の國籍を記載しなければならぬ。

第一百四條 歸化の届出は、許可の日から十日以内にこれをしなければならぬ。

届書には、左の事項を記載しなければならない。

一 歸化をした者の原國籍

を失つたことを證すべき書面を届書に添附しなければならぬ。  
第六六條 國籍回復の届出は、許可の日から十日以内にこれをしなければならぬ。

届書には、左の事項を記載しなければならぬ。  
一 日本に國籍を失つた原因及び年月日  
二 國籍回復前に有していた國籍三 許可の年月日  
四 國籍回復者とともに、日本の國籍を取得し、又は回復した者があるときは、その氏名、出生の年月日及び國籍回復者との續柄

第六七條 やむを得ない事由によつて氏を變更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家事審判所の許可を得て、その旨を届け出なければならぬ。

正當な事由によつて名を變更しようとする者は、家事審判所の許可を得て、その旨を届け出なければならぬ。

第十六節 轉籍及び就籍  
第六八條 轉籍をしようとするときは、新本籍を届書に記載して、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者が、その旨を届け出なければならぬ。

他の市町村に轉籍をする場合には、戸籍の謄本を届出に添附しなければならぬ。

第六九條 轉籍の届出は、轉籍地で

これをする事ができる。  
第六十條 本籍を有しない者は、家事審判所の許可を得て、許可の日から十日以内に就籍の届出をしなければならぬ。

届書には、第十三條に掲げる事項の外、就籍許可の年月日を記載しなければならぬ。

第六十一條 前條の規定は、確定判決によつて就籍の届出をすべき場合にこれを準用する。この場合には、判決の謄本を届書に添附しなければならぬ。

第六十二條 就籍の届出は、就籍地でこれをする事ができる。

第五章 戸籍の訂正  
第六十三條 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを發見した場合には、利害關係人は、家事審判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請する事ができる。

第六十四條 届出によつて效力を生ずべき行為によつて戸籍の記載をした後に、その行為が無効であることを發見したときは、届出人又は届出事件の本人は、家事審判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請する事ができる。

第六十五條 前二條の許可の裁判があつたときは、一箇月以内に、その謄本を添附して、戸籍の訂正を申請しなければならぬ。

第六十六條 確定判決によつて戸籍の訂正をすべきときは、訴を提起した者は、判決が確定した日から一箇月以内に、判決の謄本を添附して、戸籍の訂正を申請しなければならぬ。

検査官が訴を提起した場合に、判決が確定した後は、遅滞なく戸籍の訂正を請求しなければならぬ。

第六十七條 第二十五條第一項、第二十七條乃至第三十二條、第三十四條乃至第三十九條及び第四十三條乃至第四十八條の規定は、戸籍訂正の申請にこれを準用する。

第六章 雜則  
第六十八條 戸籍事件について、市町村長の處分を不當とする者は、家事審判所に不服の申立をする事ができる。

第六十九條 第七條、第七十條第一項、第七十三條又は第七十四條の許可及び前條の不服の申立は、家事審判法の適用に關しては、これを同法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。

第七十條 正當な理由がなくて期間内にすべき届出又は申請をしない者は、これを五百圓以下の過料に處する。

第七十一條 市町村長が、第四十四條第一項又は第二項(第七十七條において準用する場合を含む。)の規定によつて、期間を定めて届出又は申請の催告をした場合に、正當な理由がなくてその期間内に届出又は申請をしない者は、これを千圓以下の過料に處する。

第七十二條 左の場合には、市町村長を千圓以下の過料に處する。  
一 正當な理由がなくて届出又は申請を受理しないとき。  
二 戸籍の記載をすることを怠つたとき。

三 正當な理由がなくて戸籍簿、除籍簿又は届書その他の受理した書類の閲覧を拒んだとき。  
四 正當な理由がなくて戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本、第十條第一項(第十二條第二項において準用する場合を含む。)に規定する證明書又は第四十八條第一項若しくは第二項(第七十七條において準用する場合を含む。)の證明書を交付しないとき。  
五 その他戸籍事件について職務を怠つたとき。

第七十三條 過料の裁判は、簡易裁判所がこれをする。

第七十四條 戸籍の記載を要しない事項について虚偽の届出をした者は、これを一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處する。日本の國籍を有しない者に關する事項について虚偽の届出をした者も、同様である。

第七十五條 この法律に定めるものの外、届書その他戸籍事務の處理に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

附則  
第七十六條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第七十七條 この附則で、新法とは、この法律による改正後の戸籍法をいい、舊法とは、従前の戸籍法をいい、新民法とは、この法律と同日に施行される民法の一部を改正する法律をいい、舊民法とは、従前の民法をいい、應急措置法とは、昭和二十二年法律第七十

四號をいう。  
第七十八條 舊法の規定による戸籍は、これを新法の規定による戸籍とみなす。但し、新法施行後十年を経過したときは、舊法の規定による戸籍は、命令の定めるところにより、新法によつてこれを改製しなければならぬ。

舊法によつて定められた本籍は、新法によつて定められたものとみなす。

第七十九條 舊民法を適用する場合に關しては、新法施行後も、なお、舊法を適用する。

第八十條 新法は、新法施行前の届出その他事由によつて、戸籍の記載をし、又は新戸籍を編製する場合にもこれを適用する。

第八十一條 第八十八條第一項の戸籍に在る者について新戸籍を編製する場合には、同項の戸籍に在るその者の子でこれと引續き氏を同じくする者は、新戸籍に入る。但し、その子に配偶者又は戸籍を同じくする子があるときは、この限りでない。

前項の場合に、新本籍が従前の本籍地と同一の市町村内に定められたときは、第三十條第二項の規定は、これを適用しない。

第八十二條 第九條第一項及び第九十九條の規定は、新民法附則第十二條の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第八十三條 第八十八條第一項の戸籍に在る者で配偶者のある者は、配偶者とともにしなければ分籍をすることができない。

第八十四條 應急措置法施行後

新法施行前に、應急措置法第六條第二項前段の規定によつて、親權者を定める協議が調つたときは、親權者は、新法施行の日から十日以内に、協議を證する書面を添附して、その旨を届け出なければならぬ。この場合には、第三十八條第一項但書及び第三十九條の規定を準用する。

應急措置法施行後新法施行前に應急措置法第六條第二項後段又は第三項に規定する裁判が確定したときは、親權者は、新法施行の日から十日以内に、裁判の謄本を添附して、その旨を届け出なければならぬ。その届書には、裁判が確定した日を記載しなければならぬ。第三百三十五條 第七十八條の規定は、新民法附則第十四條第一項但書の規定によつて協議で親權者を定めようとする者にこれを準用する。

第六十三條の規定は、新民法附則第十四條第二項又は第三項に規定する裁判が確定した場合において親權者にこれを準用する。第三百三十六條 新法施行の際現に後見監督人の地位に在る者は、新法施行の日から十日以内に第八十五條において準用する第八十一條又は第八十二條に規定する届出をしなければならぬ。第三百三十七條 第三百二十八條第一項の戸籍について離籍の届出があつたときは、新法の規定にかかわらず、従前の戸籍によつて戸籍を編製する。第三百三十八條 左の法令は、これを廢止する。

明治五年太政官布告第二百三十五號(改姓名に關する件)  
明治六年太政官布告第百十八條(御歴代の御諱及び御名の文字の使用に關する件)  
昭和十五年法律第四號(委託又は郵便による戸籍届出に關する件)

昭和二十一年司法省令第四十七號(昭和二十年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く出生及び死亡の届出等に關する件)

この法律施行前にされた戸籍届出の委託については、昭和十五年法律第四號は、なお、その效力を有する。この場合には、同法第一條第一項の確認は、家事審判所がこれをする。第九十九條の規定は、前項の確認にこれを準用する。第三百二十九條 審判法の一部の次にように改正する。

第二條第二項中「第五條及第六條」を「及第四條」に改める。第三條中「勅令」を「政令」に改める。第四條第二項中「五圓」を「二百圓」に、同條第二項中「第七十九條」を「第二百三十三條」に改める。第四百四條 この法律施行前にした行為に對する過料に關する規定の適用については、なお、従前の例による。第四百四十一條 この法律施行の際現に裁判所に保屬してゐる過料事件については、なお、従前の例による。第四百四十二條 第十一條及び第二十

八條第一項中「法務總裁」とあるのは、法務廳設置法施行までの間、「司法大臣」と讀み替へるものとす。

○奥野政府委員 戸籍法を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

日本國憲法の施行に伴い、民法の親族編及び相續編が全面的に再検討され、その改正が行われることとなり、したが、かかる人の身分關係に關する實體法規が變更されてまいり、身分關係を登録する戸籍の制度についても、必然的にその改正を要するに至ることは、申すまでもありません。殊に民法から戸主、家族その他家に關する規定が全部削除されますと、家を單位に、かつ戸主をもととして編成しておりました現行の戸籍は、その編成そのものの根本からこれを改めなければならぬこととなり、よつて政府は民法の改正事業と併行して、戸籍法改正につき所要の準備を進めてまいり、また民法改正案中親族、相續編の條文が國語體に書き改められたことに對應しまして、本改正案も、その條文全部を口語化し、國民一般の理解を容易ならしめることに努めたわけであり、

以下本改正案の重要な諸點について、簡単に御説明申し上げます。まず第一は、さき一言いたしました通り、これまで家を單位として編成されておりました戸籍の編成方法を改めた點であります。従來戸籍は各家ごとに編成され、いわば家の登録とも申すべきものであります。民法の改正によつて、この家の制度が廢止され

ることとなり、戸籍を編成する基本的な基準が、まつたく失われることとなります。しかしながら、戸籍を各個人ごとに編成することにしたとき、各個人間相互の續柄が不明瞭となり、國民一般に非常な不便を感じしめるとともに、他方戸籍事務の取扱上、豫測すべからざる困難を招來することとなります。従つて他にその編成の基準を求めなければならぬわけであり、その基準としては、夫婦親子を單位とする以外に、他に適當なものを見出しがたいのであります。よつて本改正案では、その第六條において、戸籍は夫婦及びこれと氏を同じくする子をもつて編成することとした。そしてこの編成方法は、戸籍をして、ある程度現實の親族共同生活體に即應せしめることにもなるうかと存じます。かようなわけであり、

から、子が婚姻いたしますと、その夫婦について新たに新戸籍を編成することとなるのであります。第十六條がその規定であります。また夫婦親子を單位として、戸籍を編成いたします關係上、祖父母と孫とは戸籍を同一にするのではないのであります。そのため第十七條で戸籍の筆頭に記載した者またはその配偶者以外の者が自己と同一の氏を稱する子または養子を有するに至つたときは、別に新戸籍を編成することにしたしております。右のように、戸籍の編成方法を根本的に改めることとしたしましたが、しかし経過的には、現行法の規定による戸籍全部を、ただちに編成せよといふことは、無用の混亂と煩雜を來すのみであり、

よる戸籍とみなし、ただ今後十年を経過したときに、これを改正することにいたしました。また轉籍の場合も、第三百三十七條により、従前の戸籍によつてそのまま同じ戸籍を編成することとしたしております。

第二は、従來戸籍を表示するには、戸主の氏名及び本籍を以てして、戸籍の筆頭に記載した者の氏名及び本籍を表示することに改めました。そして戸籍の筆頭には、夫婦が夫の氏を稱するときは、夫、妻の氏を稱するときは妻を記載することにしたしております。なお従前は戸主が死亡その他の事由によつて戸籍から除籍されたときは、他にこれと戸籍を同じくする者があつても、家督相續により、新戸籍を編成しておりましたが、これを改め、他に同籍者がある限り、戸籍の筆頭に記載した者が除籍されても、その戸籍はそのままとし、ただ全員除籍になつて初めてその戸籍を除籍簿に移すこととしたしております。従つてかかる戸籍の表示は、その筆頭に記載した者がたゞ除籍となつても、その者の氏名及び本籍でこれを表示することとしたいたしました。第九條、第十二條、第十四條等がこれらに關する規定であります。

第三は、現行戸籍法では、いかなる場合に一定の戸籍に入り、または新戸籍を編成すべきかは、一に民法上の入籍または一家創立に關する規定によつておりましたが、民法上かかる規定が削除されます結果、本改正案では、新戸籍編成または除籍の事由は、それ／＼戸籍法上これを列舉的に規定いたしました。第十六條ないし第二十三條がそれであり、大體民法上

の氏が改めれば、これに應じて、その者の戸籍を改めることにいたしました。おりの規定を改めることにいたしました。おりの規定を改めることにいたしました。

第四は、新憲法の施行及び民法の改正に伴い、現行戸籍法から隱居、家督相続、推定家督相続人の廢除、家督相続人の指定、離籍、復籍拒絶、廢家、絶家、分家、廢絶家再興、族稱の變更及び變籍に關する規定を全部削除するとともに、他方後見監督人、姻族關係の終了、推定相続人の廢除及び分籍に關する諸規定を、新たに設けることにいたしました。分籍については、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者を除いては、成年に達した者は自由に分籍できることにいたしました。おりの規定を改めることにいたしました。

第五には、わが國の人口動態統計は、従来より戸籍上の出生、婚姻、離婚及び死亡の届出に基いて集計されておりましたが、昨年七月以降この人口動態統計が、連合軍總司令部の指令に基いて畫期的に改善され、これに即應じて戸籍法も數次の改正を見たのであります。おりの規定を改めることにいたしました。

關する規定であります。第六は、子の名には、常用平易な文字を使用せしめて、もつて常用漢字表制定の趣旨に副うため、新たに第五十條の規定を設けてあります。またさらに、この趣旨を徹底するために、明治五年大政官布告第二百三十五號、改姓名に關する件を廢止して、家事審判所の許可のもとに改姓名を比較的容易ならしめることに改めました。第百七條及び第百三十八條がその規定であります。おりの規定を改めることにいたしました。

最後に、戰時立法たる昭和十五年法律第四號、委託または郵便による戸籍届出に關する法律を廢止するとともに、同法中郵便による届出で死亡後到達したものの効果を認めておる規定は、本改正案第四十七條にこれを織りこむことといたしました。おりの規定を改めることにいたしました。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに可決せられんことをお願い申し上げます。○松永委員長 本日は政府の説明に止めます。○松永委員長 次に請願の審査にはい

ります。日程第二、借地借家法の一部改正その他に關する請願、中村元治郎君紹介、文書表第一〇一〇號は、紹介議員中村元治郎君より取下げの申出であります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕○松永委員長 それでは本件は取下げに決しました。日程第三は紹介議員が見えておりませんから、次會に譲ります。暫時休憩いたします。午前十一時五十分休憩

午前十一時二十一分開議 ○石川委員長代理 休憩前に引續いて會議を開きます。陳情書の審査に移ります。新國會のもとの陳情書の審査は請願の審査に準じて取扱うことになつておりますので、請願に準じて審査を進めたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕○石川委員長代理 それではそのよう

に審査を進めます。日程一、東北辯護士會決議事項實現要望に關する陳情書、東北辯護士會連合會呈出、文書表第五七號を議題に供します。まず専門調査員に御説明を願います。○村野門調査員 一、刑事被疑者の辯護人選任は起訴後も有効とするよう取扱ひ及び立法について考慮せられたし。

ことを新刑事訴訟法に規定せられたし。四、新憲法その他の司法關係法規の趣旨を一般國民に徹底せしめるために朝野法曹一致協力して適切な啓蒙運動を開始すること。

五、新設の簡易裁判所及び區檢察廳の職員充實、廳舎その他施設の整備を迅速に進捗することを講ぜられたし。六、當局に對し國民の住居の安定に關する急速なる立法を要望す。なお緊急的措置として借家法を左のごとく改正せられたし。

(1) 家主が貸家を買渡す場合は借家人に對し優先買取を認むること。(2) 家主の賃貸借契約の解約の豫告期間はこれを二年とす。

七、速やかに陪審法を改正し眞に民主的なる陪審制度を確立してこれを實施すべし。

八、新法令發布ごとに司法省は必ずそれが印刷物を各辯護士會に配布するよう取扱はれたし。

九、刑事訴訟法の民主主義的運用につき格段の留意せられたし。

(4) 罪證を濫減したまたは逃亡のおそれなき限り不拘束のまま起訴すること。

(5) 拘束起訴の被告人は逃亡のおそれなき限り遅くとも事實審理終了と同時に保釋すること。

十一、最高裁判所における辯護士並びに訴訟代理人の資格の制限に反對以上であります。○石川委員長代理 この際政府の御意見があれば承りたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 それではただいまの陳情の各頃についてお答えしたいと思います。第一は刑事被疑者の辯護人選任の效力の問題であります。刑事被疑者が辯護人を選任する場合に、起訴後もお選任の效力があるかどうかということについては議論がありまして、ただいまのところ司法省としては、起訴前の辯護人の選任は、起訴まで效力がある、起訴せられた後は、新たに辯護人選任の手續をしなければならぬという解釋をとつておられますけれども、さような解釋によつて運用する場合の御不便もいろいろ生じますので、近く刑事訴訟法の全面的改正の際には、その點について、明文をもつて解釋いたしたいと思ひまして、その解決案について考慮いたしておるのであります。

第二は仙臺高等裁判所管内各地方裁判所所在地に高等裁判所支部を設置せられたいという件であります。裁判所の支部の設置に關する事項は、裁判所法の規定によりまして、最高裁判所の權限に屬しておりますので、近く最高裁判所の陣容が整い最高裁判所が活動に活動を始めようになりまして、必すや御期待に副うようになり得るだらうと存じます。司法省といたしまして、趣旨はよく承りましたので、最高裁判所に對して、その旨を至急傳達いたしたいと存

たし。十、裁判官の報酬はその體面の保持及び職務遂行に十分なるよう決定せられたし。

じております。

第三は重大なる事實の誤認並びに重刑のはなはだしき不當を上告理由とするを新刑事訴訟法に規定せられたといふ點であります。昨年の法制審議會の方針に基きまして、現在新しい刑事訴訟法の立案に従事いたしておるのであります。が、法制審議會の答申によりますれば、重大なる事實の誤認並びに重刑のはなはだしき不當な理由をもつて上告することを認めないといふことになつておるのであります。この點は最近立案せらるべき新刑事訴訟法においては、御趣旨に副うことはできないと思つておられます。けれども、今後さうな點については新刑事訴訟法の實施後においてさらに検討いたしたいと存じておるのであります。

第四は、新憲法その他司法關係法規の趣旨を一般國民に徹底せしめるようにせられたいといふ點であります。御趣旨のほどは、まづたく同感であります。これからの司法は、國民一般の深い理解と力強い協力がなければ、正しい運営が期待したいのであります。司法省におきまして、この點については、いろ／＼と一般國民に徹底せしむる上に計畫を立て、また努力いたしておるのであります。しかしながら、この啓蒙運動につきましては、何分豫算も伴うことではありますので、とりあえずこのたびの議會に提出されました重要法案、たとえば刑法、民法、その他すでに實施されておる應急的刑事訴訟法の普及から手始めをいたしておるのであります。この普及徹底に關する具體案については、目下考案中でありますから、今後かような普及宣傳をなすについては、一般國民も心

からなる御協力を願いたいと存じておるのであります。

次は、第五の、新設の簡易裁判所及び區檢察廳の職員充實、廳舎その他の整備進捗に關する點であります。簡易裁判所及び區檢察廳の職員を充實し、かつ廳舎その他の施設を整備することににつきましては、御承知のごとく、最高裁判所の内容が、まだ十分に整つておらぬ關係から遅延いたしておりまして、各方面に御不便迷惑をおかけしておるのであります。近く最高裁判所が全部整備することと思われまゝです。簡易裁判所の職員廳舎等もおい／＼充實整備せられることと存じておるのであります。また區檢察廳の方も、これに従ひまして、鋭意職員や施設の充實整備に努力いたしたいと存じます。さう御了承の上何分の御援助をお願いいたしたいと存じます。

次は第六、國民の住居の安定に關する點であります。その中の(イ)として、家主が貸家を賣渡す場合は、借家人に對して優先買取を認めること、(ロ)家主の貸借契約の解約の豫告期間はこれを二箇年とするといふ點でございます。御承知のように、住宅が極度に拂底いたしておりますので、現在の國民の住宅問題は、一日もゆるがせにできない問題であります。政府も種々對策を講じておるわけでありまして、借家關係の法令の立法が、その解決の一助となりますならば、政府といたしまして、かかる措置を講ずるに、何らよきかやないのではありません。これに關しては種々研究を續けておる次第であります。しかしながら、借家人保護に關する限りは、現行

借家關係の法令におきましても、相當程度考慮が拂われているのであります。要するに、これに對する借家人の態度、すなわち借家人が積極的に法律の保護を求めるといふかといふ問題であらうかと存するのであります。借家法改正の御意見につきましては、(イ)の點について申し上げますと、借家人は、家主の交替には關係なく、正當の事由がある場合でなければ、借家法上家屋明渡しを要求する必要はないことになつておるのであります。その正當の事由の解釋につきましては、現在の住宅事情に即して解決せられているのでありますから、さらに借家人に對して優先買取を認むるの必要はないか否かと存じております。次に(ロ)の點について申し上げます。借家法上家主の解約申入は、次上のように正當の事由のある場合に限り得るのであります。しかもその事由が現在の住宅事情に即して解決せられております以上は、かかる事由に基いてなされる解約の申入について、さらにその豫告期間を二年延長するといふことは、善良なる家主をいたすに苦しめる結果となるかと存せられます。

次は、第七、陪審法を改正して眞に民主的なる陪審制度を確立せられたいといふ點であります。これについては、裁判所の廳舎その他の施設との關係を十分に考慮しなければなりません。現在全國の裁判所の廳舎が戰災を蒙つておりました。法廷のみならず、陪審員の宿舎等も使用にたえない所が多いのであります。下、これらの施設を十分に整備しなければ、とうてい陪審法を實施することができませんので、一面においてその施設を整備す

ると同時に、他面において、現在の陪審法をさらに檢討して、御趣旨に副うように、十分研究してみたいと思つております。

次は第八の、新法令發布ことに司法省は必ずこれが印刷物を各辯護士會に配付せられたいといふ點であります。御承知のように、印刷の用紙が昨今極度に逼迫しているために、司法省の確保できます用紙も、必要量に對してはなはだしく不足しております。印刷物の發行も部数も思ひ通りにいかならぬ状態です。従つて、御趣旨のほどは十分了解いたしております。から、部数の許す限り御希望に沿うようにいたしたいと存じております。

次は第九、刑事訴訟法の民主主義的運用につきまして、(イ)として罪證濺滅しまたは逃亡のおそれなき限り不拘束のまま起訴すること。(ロ)拘束して起訴した被告人は逃亡のおそれなき限り遅くとも事實審理終了と同時に保釋すること。(ハ)刑の執行豫定の言渡しありたるときは刑事訴訟法第三百二十一條第一項に則り確定を待たずして即時放免することといふ點であります。御意見のように、刑事訴訟法の民主主義的運用につきましては、政府といたしまして、格段の留意をいたしておりますので、その線に沿つて目下刑事訴訟法の全面的改正を立案いたしておるのであります。御趣旨に沿うように民主主義的刑事訴訟法の實現並びにその運用について、さらに努力いたしたいと存じます。

次は裁判官の報酬についてであります。裁判官の待遇につきましては、その職務の性質上、十分の考慮を拂わなければならぬと存じます。特に憲法

の改正によつて、裁判官の地位と職責は、きわめて重要なものになつたのであります。これを適材を得まして、その職責の遂行に遺憾なくらしめることが必要であります。司法當局におきましても、將來裁判官の待遇の向上に努力はしておるのであります。が、今後十分その方面に努力いたしたいと存じます。裁判官の報酬は、裁判法によつて別に法律で定めることになつておりました。現在は裁判官の報酬等の應急的措置に關する法律によつて定められておるのであります。この法律によりますれば、最高裁判所長官の報酬は内閣總理大臣の俸給と同額であり、最高裁判所判事の報酬は、國務大臣の俸給と同額である。高等裁判所長官の報酬は、國務大臣の俸給と次官の俸給の間で、最高裁判所が定める額となつております。さらに高等裁判所判事の報酬は、一級の官吏の俸給、地方裁判所判事の俸給は、一級及び二級の官吏の俸給、判事補は二級の官吏の俸給、簡易裁判所判事は二級の官吏の俸給の範圍内で、それ／＼最高裁判所が定める額といふことになつておりますが、このたび議會を通過いたしました裁判法及び裁判所法に伴う裁判官の報酬に關する法律の改正によつて、地方裁判所判事の報酬が、全部一級の官吏の俸給、それから簡易裁判所の判事は一級または二級の官吏の俸給といふように改正せられて、その待遇が向上するようになつたのであります。なお本年度豫算における裁判官の報酬については、これは省略いたしたいと存じます。最後に最高裁判所における辯護人

の改正によつて、裁判官の地位と職責は、きわめて重要なものになつたのであります。これを適材を得まして、その職責の遂行に遺憾なくらしめることが必要であります。司法當局におきましても、將來裁判官の待遇の向上に努力はしておるのであります。が、今後十分その方面に努力いたしたいと存じます。裁判官の報酬は、裁判法によつて別に法律で定めることになつておりました。現在は裁判官の報酬等の應急的措置に關する法律によつて定められておるのであります。この法律によりますれば、最高裁判所長官の報酬は内閣總理大臣の俸給と同額であり、最高裁判所判事の報酬は、國務大臣の俸給と同額である。高等裁判所長官の報酬は、國務大臣の俸給と次官の俸給の間で、最高裁判所が定める額となつております。さらに高等裁判所判事の報酬は、一級の官吏の俸給、地方裁判所判事の俸給は、一級及び二級の官吏の俸給、判事補は二級の官吏の俸給、簡易裁判所判事は二級の官吏の俸給の範圍内で、それ／＼最高裁判所が定める額といふことになつておりますが、このたび議會を通過いたしました裁判法及び裁判所法に伴う裁判官の報酬に關する法律の改正によつて、地方裁判所判事の報酬が、全部一級の官吏の俸給、それから簡易裁判所の判事は一級または二級の官吏の俸給といふように改正せられて、その待遇が向上するようになつたのであります。なお本年度豫算における裁判官の報酬については、これは省略いたしたいと存じます。最後に最高裁判所における辯護人

ひに訴訟代理人の資格の制限に反対であるという點でございます。憲法第七十七條には「最高裁判所は、訴訟に關する手續、辯護士、裁判所の内部規律及び司法事務處理に關する事項について、規則を定める權限を有する。」と規定してあるものであります。この最高裁判所の規則制定權は、最高裁判所が獨立して行うものであります。これに對する政府の干渉は、もとより許されないと存しております。しかしして最高裁判所の辯護士に關する規則は、新憲法に定められた最高裁判所の權限に基いて制定されることになるのであります。かように最高裁判所の規則の制定につきましては、政府はもとろんこれに關與すべき限りではないのであります。最高裁判所において、將來この規則制定權に基いて辯護士並びに訴訟代理人の資格について何らかの制限を加えるかどうか、その點は政府としてまつたく承知いたしておらないのであります。御希望の點については、十分最高裁判所の方に連絡をいたしたいと存しております。以上陳情の事項について、簡単に御答辯いたしました次第であります。

○石川委員長代理 本案について御質問でございますか。

○打出委員 一、二の點をさらした御質問申上げたいと思つて、拘束せられておる被告に對しまして、逃走もしくは證據湮滅のおそれがなければ、民主主義の本則に則つて拘束を解くべきであるという意味の陳情書でございますが、私どもはまつたく同感であります。しかし中には裁判官の中で、誤つて拘束をするのは、その被告に對する懲罰の意味も十二分に附加してある、こゝういふような意味からいたしまして、りつばに家もつておるし、妻子もあるし、又證據も捕つて、自白も十分完全にいたしておる。こゝういふような被告を拘束したしておるといふ事實は、全國においてはおびただしき數に上ると思つておられます。さういふに司法大臣も御出席になつておられますからして、原則的に逃走のおそれのない者、たとえば第三國人のごとき、住所不定といふような者は別といたしましても、家族もあるし、相當な生活もいたしておるし、社會的地位もあるし、逃走ならびに證據湮滅のおそれがないといふものに對しては、公判前においても保釋を許していただくように、各裁判所の方に内訓をしていただくといふお考えをもつておられるか承ります。

○鈴木國務大臣 御質問の件は、私どもとしては、至極賛成であります。ただ裁判所が保釋を許しますので、司法省としては、直接干渉はできない。検事の態度としては常に拘留を短縮し、逃走、證據湮滅のないものはできるだけ保釋を許すことに同意する上には、また解除する上には訓示いたしております。その趣旨は十分徹底しておると信するのであります。なおこの上ともこの點は努力いたすつもりであります。裁判所に對しまして、間接ではあります。さういふふうに努力いたすつもりであります。

○打出委員 なお御承知のように、今日のごとき非常犯罪が多いという場合に、私は熊本の例しか知りませんが、おおよそ全國の例もさうかと思

ますが、未決監の不足のため、共犯の關係にある被告でも、同房に拘禁するといふようなことで、證據湮滅といふようなことは、ほとんど口頭ででありまして、實際においては行われていないのであります。證據湮滅のために拘束するといふ建前であるならば、思い切つて未決監の増築、増房といふことが、さういふものに努力をしていただきたいと思つておられます。戦争前においては、熊本の例を申し上げますと、未決監に呻吟する被告が五十名、六十名もありませんれば、大入り繁昌の様子であつたのが、今日參つて見ますと、四百数十名の被告が、狭い部屋に拘禁せられておるといふような状態でありまして、檢事はお話のように、拘束して公判に臨むといふことが、あるいは檢事の建前としてしかるべきかと思つておられます。私どもは何も一定の住所を有し、家族も有し、職を有しておる人を、懲戒の意味において、さういふところに拘禁する必要は毛頭なからうと思つておられます。これに對しても、善處を願ひいたしておきたいと思つておられます。

なおもう一つは、近來新憲法の實施に伴ひまして、ややともいたしますると、被疑者がすべての直接間接の證據は完備したしておるにもかかわらず、自白をしなければ無罪になるのだといふような誤つたる觀念からいたしまして、極力自白をいたさない、否認をいたす。またそれを相呼應しまして、呼應といふと語弊がありますが、すれども、ある裁判所においては、證據のいかにかわからず、本人が自白をしないといふので、新憲法に則つて無罪の判決をしたといふような新聞記事も拜見するのであります。新聞記事が間違つ

ておるのかどうか存じませんが、若手判事として令名録々たる人でありまして、郷土の人は同判事の將來に對して非なる期待をかけておつたのであります。身を保持することゝわめてせしむるといふことは、私ども賛成いたしませんけれども、さういふ誤つた觀念を植付けるといふことは、これはいかなるものであらうかと、私どもは痛感するのであります。その點につきましても、司法大臣に申し上げたい。これに對して善處していただきたい。これは希望を申し上げておきます。

○石川委員長代理 他に御質問がございませんか。なければ陳情書で審査中でありまして裁判官の待遇問題について司法大臣に對する質疑の申出がおりますので、この際時にこれを許します。

○大島多助委員 私には東京地方裁判所判事故山口良忠氏の悲壯なる餓死事件につきまして、司法大臣に御意見を質してみたいと思つておられます。

先日私は所用のため、郷里佐賀に歸つたのであります。たまたま私が佐賀におりますときに、山口判事の榮養失調による死を、大阪朝日新聞の記事によつて知つたのであります。山口判事と私は別に面識があるわけではありませんが、同判事の嚴父にあたる人は、多年教育界に盡瘁をなさいまして、教育界の長老であり、教育界引退後は、郷土神社の神官を勤め、現に佐賀縣神社廳の副廳長をしておられる人格高邁なる佐賀縣における最も尊敬すべき人士の一人であるのであります。この父にしてこの子あり、故山口判事は、郷土の中學校、高等學校を通じて、ともに拔群の成績をもつて卒業し、東大法科に進み、卒業後司法界に入り、

若手判事として令名録々たる人でありまして、郷土の人は同判事の將來に對して非なる期待をかけておつたのであります。身を保持することゝわめてせしむるといふことは、私ども賛成いたしませんけれども、さういふ誤つた觀念を植付けるといふことは、これはいかなるものであらうかと、私どもは痛感するのであります。その點につきましても、司法大臣に申し上げたい。これに對して善處していただきたい。これは希望を申し上げておきます。

○石川委員長代理 他に御質問がございませんか。なければ陳情書で審査中でありまして裁判官の待遇問題について司法大臣に對する質疑の申出がおりますので、この際時にこれを許します。

○大島多助委員 私には東京地方裁判所判事故山口良忠氏の悲壯なる餓死事件につきまして、司法大臣に御意見を質してみたいと思つておられます。

先日私は所用のため、郷里佐賀に歸つたのであります。たまたま私が佐賀におりますときに、山口判事の榮養失調による死を、大阪朝日新聞の記事によつて知つたのであります。山口判事と私は別に面識があるわけではありませんが、同判事の嚴父にあたる人は、多年教育界に盡瘁をなさいまして、教育界の長老であり、教育界引退後は、郷土神社の神官を勤め、現に佐賀縣神社廳の副廳長をしておられる人格高邁なる佐賀縣における最も尊敬すべき人士の一人であるのであります。この父にしてこの子あり、故山口判事は、郷土の中學校、高等學校を通じて、ともに拔群の成績をもつて卒業し、東大法科に進み、卒業後司法界に入り、

従容として毒杯を仰いだソクラテスにも比すべきものだと思います。あるいはまた刻々に迫りつつある死を直前にして、後世の滑航艇の改善のために、尊い死の記録を残した軍神佐久間艦長の死と、まったく同一のものであると思ふのであります。私は何も故山口判事と同様の行爲を現在の司法官にこれを求めるものではありません。なぜならば、かかることは神のごとき人でなければ行い得ないからであります。一般人に神の行爲を求むるは、これ無理であります。私が強調したいのは、故山口判事のその遵法の精神であります。新日本の秩序は保たれ、道義の高揚は可能であり、司法の尊厳は護られ得ると思ふのであります。もし山口判事が司法官でなかつたならば、おそらくこの悲壯なる死から免れ得たであらう。司法官なりしがゆえに、かかる死を選ばざるを得なかつたことは、残された遺言によつても明らかであります。遺言二人には、決して司法官たらしめるなど遺言をされておりますのを、司法大臣はいかなる感慨をもつてみられるのでありますか。故山口判事の死は、まさに悲壯なる殉職であります。私は先日歸省した折に、故山口判事の遺言に申してお目にかつたときに、いろ／＼故判事のごとに關しまして伺つたのであります。司法大臣から申電をもらわれたというふうなことは、遺憾にして、私は聞かなかつた次第であります。かかる尊い部下の殉職に對して、當然相當の申意をお拂いになることは、部下職員をして、眞に職務に挺身する氣持を起さしめることになると思ふのであります。

す。もちろん大臣は非常に多忙であられますから、そこまでは手が届かなかつたかもしれませんが、そのことは今でも遅くはないと思ふ次第であります。なおそのときに承りましたことによれば、故山口判事の夫人も榮養失調のため、目下容態が危険に瀕しているということでありました。私はこの山口判事の殉職を契機として、臺灣に列しておられる司法大臣から、國法を犯さなければ生存が不可能であるというふうな事態が、一日も早く解消されるように、適當なる處置を講ぜられんことを望むるのであります。また故山口判事の悲壯なる死をいかにお考へになるか。私は殉職なりと思ふものであります。司法當局はいかなる見解をもつておられるのであつか。またその遺族に對しては、いかなる處置を講ぜられんとするものであるか、併せて私にお尋ね申し上げたい次第であります。

○鈴木國務大臣 お答えいたします。山口判事の神のごとき死につきましては、非常に社會全體に感激と衝動を喚び起しまして、いろ／＼問題になつておることは、仰せの通りであります。私も國會外の他の機會において、幾たびか質問を受けて、お答えをいたしております。先日ラジオの、大臣に聞く會におきまして、その問題に對して深く厚手の意を表しておいた次第であります。ただ申電を出し、あるいは申慰金を贈るといふようなことについての點は、多少大島委員に誤解があられるのではないかと存するのであります。司法省は新憲法實施の五月三日から、裁判所と別れてしまつたのでありまして、裁判所の職員に對しましては、何の監督權も、管轄權もないのであります。これは最高裁判所長官がおもちになつておられるのであります。最高裁判所長官から相當の申意を表し、申慰金のようなものも贈つておること信ずるのであります。従つて私が山口判事についてお答えをいたしましたのは、ただ國務大臣の一人として他の大臣の場合と同じように、山口判事の死に對して感徳を申し上げるということに相なるのであります。私、部下の同じような問題、あるいは殉職の問題等につきましては、十分鄭重な處理を常に講じておりますので、そのことは御了承おきを願ひたいと思ひます。

それから山口判事の死を招來するよるな配給機構の不完備、物資を十分に配給することができない經濟體制を招來したておられますことは、確かに政治の貧困でありまして、私どもの責任であり、深く恐縮に存じ、恥じ入る次第であります。このことにつきまして、委員各位も御承知のように、現内閣といたしましても、何とかしてやみをやらすに生きていけるよるな經濟體制を樹立したいといふばかりに、いろ／＼な經濟對策を提出し、またいろ／＼な方面からこれを促進するよるに努力いたしておるのであります。イギリスの國民のように、非常な窮乏でも、斷じてやみはしない。自分だけ抜けがけの功名式に物を買ふといふよるなことをしないよるな、道義が徹底しておる國においては、經濟對策も非常にやりよいと思ふのであります。遺憾ながらわが國におきましては、そういう道義心が十分に發達しておりませんために、政府があらゆる施策をいたしますにもかかわらず、その裏をくり、その裏をくぐるという傾向が強いために、政策が十分に効果を奏さないことは、遺憾に存するのであります。しかしながら、あらゆる手を打つて、という希望をもちまして、數日前の閣議におきましては、生鮮食料品、蔬菜その他主食物以外の生活必需品の横流れを絕對に防ぎ、こころい方策を立てました。各省の協力を得て、司法省も檢察陣をひつさげてこれに参加することはもちろんであります。ほとんど内閣全體の各省の助力を得て、一物といへども横流れをさせないといふふうな、ひとつやつていこうじやないか。こころいことを申し合せ、その要綱も議決いたしました。それそれ關係方面に指圖をいたしまして、いよ／＼やるといふ腹をきめておるよるな次第でありまして、今後できるだけひとつ御期待に副うよるにいたしたい。待遇改善の點は、たび／＼申し上げてあります。またこの委員會におきましても、裁判官の待遇改善のために適切な議決をくだされたのであります。裁判官の方はその通り實行されことに相なつたのであります。これにならぬままに、私の方の管轄にありおす檢察、檢察補佐官等はい同じよるな率において優遇されるというよるになつたわけでありまして、但し金錢的報酬を確やしたわけでは、今日の生活難、榮養失調は解決されない問題であります。實は私も司法省部内の人々に、消費組合のよるなものを擴大

強化いたしました。せめて副食物のよるなものから、いろ／＼なものを合理的にもつと廉價に手に入れることができるよるな組織をつくり、同時に實行をいたしたい。それに必要な資金等も銀行等から借入れまして、そつして増額せらるる俸給等を擔保にしてやりたいと實は考へて、實行の著手までいたしましたのであります。遺憾ながらやみでないものを買ふといふことは、非常にむずかしい。司法省が率先してやみものを買つたといふことではありません。遵法心に反するばかりでなく、國民道義の點にも悪影響がありますので、絕對にさういふことはほしくないといふ方法のもとにということになります。現在の狀況では、不可能に近いといふことで、行き悩んでおる次第であります。とにかく待遇改善につきましても、眞摯なる努力をいたしておるといふことだけを申しまして、お答えにいたしました。存じます。

○大島(多)委員 たいまは山口判事に對する申意の件に關しましては、私の方が從來の考へから錯覺を起しまして、失禮申し上げました。それからその他のことにつきましては、御懇切なる御答辭をいただきました。感謝する次第であります。

それから簡易裁判所の權限についてお伺いしたのであります。簡易裁判所の權限が、あまりに過少に過ぎる結果、その必要性さえも疑はれてくることになるとあります。せつかく設置されるとなれば、現在のように五百圓以下の罰金刑までに止めるというこゝではなくて、相當範圍を擴張いたして、三年以下くらいの懲役刑に相當する犯罪事件をも、簡易裁判所で取扱う

ようにならぬものだろうかということ、各地方では大體要望しておるようであるわけでありませう。現在では懲役に値する罪は、すべてこれを地方裁判所で取扱う結果、地方裁判所は、非常に繁忙をきわめておりました、悲鳴をあげておるような現状であります。

その上、第一審に不服の場合は、高等裁判所へ控訴をせよとなれば、大抵の場合、相當距離まで出かねければならぬということになつて、その當事者は、その點からも非常な不便を感じておられます。それが簡易裁判所の権限を擴張すれば、大抵の事件は地元で済まされ、済まされるということになつて、第二審の控訴審の場合も、近くで済むということになりますから、この簡易裁判所の権限擴張希望は、一般の世論となつておるわけでありませう。この簡易裁判所権限擴張に關しまして、司法大臣はどういう御意見をもちておられるか。その點につきまして、ちよつとお伺い申し上げたいのであります。

○鈴木國務大臣 たいだいまの御質問は、非常に適切な御質問でありまして、司法省といたしまして、その問題を大島委員と同じように考えておられます。簡易裁判所に委ねられる限りの事件は、なるだけ委ねなければ、仰せの通りになる、この不都合が生ずると考えております。それで實は刑事事件におきましては、懲役に處するものは重大なことでありますから、單獨判事で簡単にやつてしまふことは弊害がある。できるだけ慎重の手續をもつて、合議制の裁判所をやつていくことが、やはり人權を尊重するゆえんであると考へますので、その基本的な考へ

方にかえるわけにいかないのであります。しかし實はその刑事事件の大部分が、窃盜であります。窃盜の数が實に多いのであります。これは審理をいたしませんにも、その困難でありませぬので、簡易裁判所で單獨判事で行つてもよからう。これを簡易裁判所に委ねますれば、非常に刑事事件の数が減ります。この地方裁判所で扱う範圍が減ります。それでは、もう一つにいたしまして、窃盜事件は大體簡易裁判所でやれ、もう一つに直し、かつ罰金刑につきましても、もつと大きい罰金刑の事件まで簡易裁判所でやれ。このうりふりに直すことに決意いたしましたのであります。そういう法律案を國會に提出いたしましたのであります。まだお手もとにまわらぬかもしれませぬが、二、三月中にお手もとにまわるはずでありますから、ぜひ御賛成くださいまして、早く通達させていただきますと思ひます。

○石川委員長代理 午前中はこの程度にいたしました。残餘の日程は、午後引續き審査を進めることにいたします。 それでは午後一時半まで休憩いたします。

午後二時二十分閉議  
午後二時二十分休憩  
午後二時二十分閉議  
午後二時二十分休憩

○石川委員長代理 休憩前に引續き會議を開きます。

陳情の審査を續けたいとします。日程第五九號を議題といたします。調査員から説明願ひます。村調査員。

しては、從來借地法、借家法があり、また地代家賃統制令等もあるが、これでは不十分である。さしあたり二つの事項を陳情する。一つは立退の猶豫期間を六箇月よりも長くしてもらいたい。二は、家賃については、家主も納得のできるような適正な家賃額を定めようにしてもらいたい。

○石川委員長代理 政府の御意見をお伺いいたします。

○奥野政府委員 主要都市における住宅難の問題は、すこぶる深刻な問題であります。これが根本的な解決策は、一に住宅の増加にかかつておるわけでありまして、政府といたしまして、鋭意これが對策に腐心をいたしておる次第であります。一面法律的にも、現に他人の家屋に居住しておる借家人の地位を十分保護し、もしも法律の不備から正當な借家人が家主の意思の犠牲になり、その居住する家屋から放り出されて、路頭に迷うというよう

なことが、もしあるとするならば、それはまことにゆゆしき問題であるのであります。ただちに立法的措置を講ずべきはもちろんであります。政府もかかる措置を講ずることについて、やぶさかではないのであります。しかしながら、現行法制を見ますと、陳情のうちにも述べられてあります借家法あるいは地代、家賃統制令等の借家人保護の規定があるのであります。特に借家法によりますれば、建物の賃貸人は、正當の事由がなければ、家賃の明渡しを要求できないことになつております。しかもこの正當の事由というものは、現時局と照し合せて、すこぶる嚴格に解釋されておるのであります。その意味で借家人の利益は、十

分考慮されておるわけでありませう。しかる正當の事由に基かない家主の明渡し要求には、借家人は斷じて應ずるの必要はないのであります。この點はその家屋が他人に賃却されて家主が變つた場合も同様であります。なお家主が家賃を受取らないというやうなことであれば、それは家主の勝手でありまして、これがために明渡し要求が正當化されるやうなことは、全然ないのであります。かかる場合には、家賃を供託しておけば、後に問題を殘すことがないのであります。

以上のごとく現行法制の上におきましても、借家人保護につきましては、すこぶる意を用いておるのであります。要は借家人は法律上の權利を正當に主張するか否かの問題でありまして、與えられた權利を十分主張しないならば、百の立法も一片の反古に歸するわけでありまして、要するに現行法の上におきましても、結局借家法第一條等の正當の權利の主張によつて、借家人が相當に保護されておるといふうに考へておるわけでありませう。

○山口(好)委員 關連しまして、たゞいまの説明はよくわかりましたが、最近私が扱ひました明渡し事件で、目下の情勢ではなか／＼空家もないのであります。その明渡しの訴訟において、第一審の訴訟において被告がたまたま缺席をいたしましたときに、そのまま第一回の公判で家賃明渡しの判決を下した事例があるのであります。このほかに、訴訟はともかくとしたしまして、明渡しの訴訟については、ただいまの陳情の趣旨などを見ましても、かような場合には、少くとも裁判所におかれては、第二回の呼出しをし

まして、すなわち公判を續行せられて、少くとも一回は喚出しして被告の事情を聴く、こゝういう手續をいたすのが妥當ではないかと思ふのであります。この點について政府の御所見をお伺いしたいと思います。

○奥野政府委員 住居の問題は、ただいまお示しのように、きわめて重大な問題であります。殊に明渡しを命ずる判決をするやうな場合には、殊に慎重に審理すべきものであります。ことは、ただいまお示しの通りと考へます。具體的な事案についての裁判のことに關しては、政府としてとやかくの批評はいたしかねますが、要するに裁判所において家賃の明渡しという問題につきましては、從來よりも非常に慎重に、しかも深刻に考へて民事裁判をしていられると考へます。一回の缺席でただちに明け渡しの判決を下すという御事例であります。これは何か特殊な事情もあるのではないかと推察いたされるのであります。具體的な問題については、司法權の獨立のためには意見は控へたいと思ひます。概括的に申しますと、住居の問題についての裁判は、十分慎重に審議せらるべきものであるというふうに考へておるわけでありませう。

○石川委員長代理 もう一點政府にお尋ねしたいと存じます。最近家主が家賃明け渡しを暴力的な方法によつて借家人に求めようとする傾向がありますが、もし暴力等の行爲の疑ひのあつた場合には、司法警察官、もしくは普通の行政警察官に救済せしめるお考へはないか。またさういふ訓令を發しておられるかどうかを伺ひます。

○奥野政府委員 家屋の明け渡しは必ず判決に基いた執行吏による強制執行の方法によるにあらざれば、強制的に暴力的な明け渡しを強いるといふことはできないわけでありませぬ。もしそういふ正規な手続によらないで、暴力あるいは脅迫等によつて立ちのきを強制するような場合には、犯罪を構成することにならうと考へます。そういつた住居侵入あるいは暴行脅迫といつたようなことに對し、告訴等によつて救済を求めらるるが、警察官に特に訓令を出しているかどうかといふ點については、今ただちに申し上げるだけの資料はもつておりませぬが、要するに法律上そういう家主あるいは所有権者という理由でもつて、強制的に明け渡しをなさしむることはできないといふことだけは、申し上げておきます。

○石川委員長代理 御質疑はございせんか。

○石川委員長代理 次に移ります。日程第三、札幌高等裁判所の支部を函館市に設置の請願。函館市長坂東森一君提出。文書表番號第七二號を議題といたします。村専門調査員の御説明を求めます。

○村専門調査員 裁判所法その他附屬法令によつて高等裁判所の支部を設置することができるようになりましたが、當函館市には、元控訴院があつたこともあり、現在の札幌高等裁判所とは二百八十六キロの遠距離で、交通難の今日、なおこのままでは訴訟費用はがさみ、公正な裁判を受ける権利もやなく放棄するやうなことになるので、せつかくの民権尊重も、司法の民主化

も、有名無實になるおそれがある。さういふ函館地方裁判所には、支部を置くために特別の施設をする必要もないやうであるし、管内五十萬の住民は、それが實現を心から熱望してゐるから、御當局においては、この點に十分留意せられ、札幌高等裁判所の支部を當函館地方裁判所に併置していただきたい。

○奥野政府委員 政府といたしまして、御不便の事情はよく承知いたしておりますが、裁判所支部の設置は、最高裁判所の権限になつておりますので、最高裁判所にもよく御趣旨の點を傳達いたしまして、何分の考慮を願ふことにいたしましたと思ひます。

○石川委員長代理 御質疑はありませんか。

○石川委員長代理 それでは次に日程第四、最高裁判所の裁判官選定に關する陳情書、全國司法部職員組合中央執行委員長平本東平君提出、文書表第一一九號を議題といたします。村専門調査員の御説明を願ひます。

○村専門調査員 要旨は最高裁判所の裁判官を任命するにあつては、國民の公僕として奉仕するの信念のもとに從來の慣例や序列にとらわれることなく、情實を排し厳正に選出すべきであつて、その對象としては、單に法律の素養や經驗のみを重視することなく、特種意識をもたない人格高邁の士で、しかも國民の要請である民主化の實現に熱意と實績のある人材を廣く全國から求めるべきであつて、それがためには、一部のみにするやうな政治的策動に乗せられることなく、斷

固として妥協を排し、憲法の定むる司法の使命達成に邁進する士を任命していただきたい。

○石川委員長代理 政府の御意見を承ります。

○奥野政府委員 おそらくその陳情書は、今回の最高裁判所裁判官任命命の陳情にかかると考へますが、すでに最高裁判所長官並びに裁判所判事が任命を見おとせられて、しかもその任命はいわゆる最高裁判所任命諮問委員會という委員會の慎重審議の答申を得て、さらにその答申の中から政府においてただいま陳情の趣旨にありますやうな精神をくんで任命し、あるいは天皇の任命によつて長官並びに判事もすでに就任しておるわけでありませぬ。今後おそろしくさらに最高裁判所の判事の任命といふことについては、ただいまの陳情の趣旨と同様の精神をもつて、政府が任命することにならうといふやうに考へております。

○石川委員長代理 御質疑はございせんか。

○石川委員長代理 次に日程第五、同居借家人の權利保護に關する陳情書、會社員伊藤義一君提出、文書表第一五二號を議題といたします。村専門調査員の説明を求めます。

○村専門調査員 要旨は、所有權の移動によつて現在の家主から明渡しを強制され、かつ調停裁判によつて、来る十月明渡しをしなければならぬことになつたが、戦災地としては他家にもなく困難している。ついでには二家族以上同居している借家人は追い出さないこと、並びに現在すでに調停裁判の判決を受けている者の追出も失効とする

ことによつて同居借家人を保護していただきたい。

○石川委員長代理 政府の御意見を承りたいと思ひます。

○奥野政府委員 家屋の一部分の借家人でも、一般の借家人と同様、家主は先ほど申しましたやうに、正當の事由がなければ右の同居者を追い出すことは許されないと考へます。従つて一つの家屋に二家族以上同居している場合にも、やはり正當な事由がなければ、家屋の一部分からこれを追い出すことはできないのであります。ただいまの陳情の後段にありませぬが、現在すでに調停裁判の判決を受けている者の追出も失効とするといふ部分があります。その趣旨は、いささか明瞭を缺くのであります。その趣旨がもしすでに家屋明渡しの事件について調停ができて、しばらく同居をして、ある一定の期間が過ぎてから、その同居者が出るといつたやうな調停が、すでに一旦成立しているといふ場合でありますれば、調停は確定判決と同一の效力のあるものでありますから、何らの事由もないのに、そういう條項をただちに失効せしむるといふやうな措置をとれといふのは、やや問題でありませぬ。ただちに贊成をいたしかねるのであります。元來調停は双方が納得の上成立したものでありませぬ。もし不當でありますれば、最初調停の際にさういふ納得をしなればよいわけでありませぬ。一旦調停が納得で成立しておつた後に、ただちにその條件を失効せしむることはできないと考へるのであります。もちろん新たな事情がある場合においては、一應成立した調停といへども、新

しい事情のもとに再調停を申し立てるといふやうなことが考へられますが、何らの事情の變更等がないのに、前の調停を失効せしむるといふ措置をとるといふことの陳情には、贊成を申し上げかねる次第であります。

○石川委員長代理 御質疑はございせんか。

○石川委員長代理 それでは次に移ります。日程第六、簡易裁判所設置に關する陳情書、沼田安兵衛君提出、文書表第一七八號を議題といたします。村調査員の御説明を願ひます。

○村専門調査員 茨城縣猿島郡を管轄する簡易裁判所は郡の中央なる猿町に設定されることが最も適當であると信じて、この點を陳情いたします。理由といたしましては、この郡は三町二十二箇村であつて、猿町は、地理上の中央にあり、簡易裁判所を設置する利便の地として、現在地方事務所、稅務署その他役所の所在地であるところから考へましても、ほかにこれよりよい土地は見當らないと思ふ。しかるに今古河町に右裁判所を設置しました。この古河町は郡の西北端にありまして、郡の東南部の三村のごときは、實に三十六キロの遠距離にあつて、その不便は想像するに餘りある次第であります。猿町は右遠距離の村からわずかに二十キロにすぎませぬ。多數郡民の利便を考へまして、猿町に新設せられるやう陳情いたします。

○奥野政府委員 ただいまお申し述べにありました猿町に簡易裁判所設置方の陳情の御趣旨は一應ごもつとも存じます。簡易裁判所の設置につきましては、最初一審審判に對して一つの簡

易裁判所を設置するに關する陳情書、沼田安兵衛君提出、文書表第一七八號を議題といたします。村調査員の御説明を願ひます。

○村専門調査員 茨城縣猿島郡を管轄する簡易裁判所は郡の中央なる猿町に設定されることが最も適當であると信じて、この點を陳情いたします。理由といたしましては、この郡は三町二十二箇村であつて、猿町は、地理上の中央にあり、簡易裁判所を設置する利便の地として、現在地方事務所、稅務署その他役所の所在地であるところから考へましても、ほかにこれよりよい土地は見當らないと思ふ。しかるに今古河町に右裁判所を設置しました。この古河町は郡の西北端にありまして、郡の東南部の三村のごときは、實に三十六キロの遠距離にあつて、その不便は想像するに餘りある次第であります。猿町は右遠距離の村からわずかに二十キロにすぎませぬ。多數郡民の利便を考へまして、猿町に新設せられるやう陳情いたします。

易裁判所を設ける方針でありました  
が、豫算の關係から大體二警察署に對  
して一簡易裁判所という割合になつた  
わけでありました。古河、茨城警察署に  
對して一つの古河簡易裁判所が設置さ  
れた結果となつたのでありまして、從  
いまして、境町寄りの町村に、非常に  
御不便をおかけしておられることは、十分  
に察しておる次第でありまして、政府  
といたしましては、最高裁判所ともよ  
く協議いたしまして、財政その他の事  
情の許す限り、なるべく御希望に副  
う努力をいたしたい、こういうつも  
りでありまして、さよう御了承を  
願います。

○山口(好)委員 たいまの陳情は、  
茨城郡那珂に簡易裁判所をということ  
であります、これは地理的その他の  
立場から、最も必要なところである  
と思ひます。このほか、これは政府委員  
の方で御調査になつておるかどうか知  
りませんが、栃木縣の佐野市でありま  
すが、足利に簡易裁判所が、ありまし  
て、佐野市にないので、佐野市として  
ぜひ簡易裁判所をという要望があり、  
これは司法省の方へも、早くから陳情  
がまいつておつたことと思ひます。今  
の古河町につくられて境町につくれ  
なかつた、こういう事情と同じく、栃  
木縣の佐野市に簡易裁判所を設けると  
いうことは、從來の事件の數やその他  
の關係から申しまして、ごく必要であ  
ります。簡易裁判所については、最初  
一警察管轄につきまして一つ、こうい  
うことであつたのを、豫算の關係で、  
二つの警察管轄について一つというこ  
とになつた、こういう御説明でありま

すが、さういふ二警察について一つの  
簡易裁判所ということ、近い將來に  
おいても動かすことのできない方針で  
ありましようか。それとも來年あたり  
はこれを改めて、それにとらわれず  
に、必要にして適切なところには、さ  
らに簡易裁判所を増設する、こういう  
方針でございませうか。その點をお  
伺ひしたいと思います。

○奥野政府委員 たいまの佐野の問  
題につきましても、すでに陳情書等も  
出ておるようでありまして、最初申し  
上げましたように、二警察について一  
つの簡易裁判所の割合になつたこと  
は、これは豫算の上からやむを得ず  
たれたわけで、われわれといたしまし  
ては、豫算が許す以上は、一警察署ご  
とに一簡易裁判所を設けたいという方  
針で、さういふ方針は今後も變らな  
いわけでありまして、今後豫算が得ら  
れればできるだけ多くの簡易裁判  
所を設けて、廣く人民の利便をはかり  
たいというふうに考えておる次第であ  
りますから、たいまのお話の點につ  
きましても、できるだけさういふ御希  
望に副うよう努力いたしたいと思ひ  
ております。

○石川委員長代理 質疑はありません  
か。——それでは次に移ります。

○石川委員長代理 日程第七、民法の  
一部を改正する法律案修正に關する陳  
情書、全日本辯護士會、第一東京辯護  
士會提出、文書表第二〇三號を議題と  
いたします。村專門調査員の御説明を  
願います。

○村專門調査員 修正案に關する陳情  
の第一は「第一條を左のごとく修正  
す。私權は憲法の保障に依り個人の幸

福のために存す。」理由は私權の本質  
につきまして誤解を來すような規定を  
改めて、適切な規定にしたいという  
點であります。

第二、七百三十九條の二として「慣  
習に從つて婚姻の式を擧げた後ち一月  
以内に前條第二項の届出をしないとき  
は、當事者の一方は家事審判所の許可  
を得て婚姻の届出をすることが出來  
る。前項の届出には、家事審判所の許  
可を證する書面を添える外證人を要し  
ない。理由は事實婚を認めて内縁の妻  
を救済したいという趣旨であります。

第三、相續に付左の趣旨の規定を設  
け單純承認及び限定承認の規定を削除  
し相續財産分離の規定を調査して其の  
制度を活用すること。一、相續人は總  
て相續に因り得たる財産の限度に於て  
のみ被相續人の債務及び遺贈を辨濟す  
べき義務を負ふものとする。二、  
相續開始の時より相續財産分離に因る  
配當加入の申出公告期間内は相續財産  
の處分並に被相續人の債務及び遺贈の  
辨濟を禁ずること。」

○石川委員長代理 政府の御意見を願  
います。奥野政府委員。

○奥野政府委員 第一條の修正案に對  
しましては、この修正案は私權が個人  
の幸福のために存することを規定せん  
とするものであります、私權が直接  
には私益を目的とするとは論をまた  
ないところで、規定すべき實益がな  
い。なお問題は私權と公共の福祉との  
關係いかんであります、さきに衆議  
院で修正されました第一條第一項は、  
この關係を適切に表現しておるのであ  
りまして、政府といたしましても異論  
のないところであります。これを單に  
權利行使、義務履行の面だけに限定し

て規定しようとする修正案は、問題の  
本質全部に觸れておるとはいがたい  
難點があると思ひます。

次に本修正案の理由書は、主として  
政府原案第一條を攻撃するものによ  
りてありますが、しかりとすれば、す  
でに衆議院で同條が修正された現在で  
は、その攻撃は當らないといふふう  
に考えます。

次に第二の修正に對する意見であり  
ますが、修正案は事實婚に對して當時  
者の一方が後日家事審判所の許可を得  
て届出をした場合に、婚姻の效力を認  
めようにするものであります、右は  
婚姻成立の時期が不明瞭であります  
と、さらに重婚禁止問題等が後日家事  
審判所の許可を受けるときまでは看過  
されるということ、及び儀式後届出前  
の法律關係が不安定であること等の缺  
點があると考えます。従いまして事實  
婚を制限し、婚姻の届出その他何ら  
の公示方法を定めることは、わが國の  
みならず、世界各國の立法上の趨勢  
であると存じます。すでに家の廢止に伴  
ひ、内縁發生の原因が少くなつた現在  
では、國民の慣熟した届出制度を勵行  
せしむるにしくはないといふふうに考  
えますので、この第二の點につきまし  
ても、御賛成を申し上げることはでき  
ないのであります。

第三の修正案につきましては、修正  
案のごとくいたしましたならば、相續の  
都度相續財産の清算を行うことになつ  
て、遺産の有機的な財産行政を破壊す  
るおそれがあると存じます。また相續  
債權及び相續債務の處理は、單純承認  
の方法によるのが最も簡明でありま  
して、相續人がそれに異議がない場合

には、これを認めない理由はないと考  
えます。要するに相續の都度清算手續  
をやることは、いろいろ相續ごとに争  
いを伴うことになり、また一々清算を  
やるということになりますれば、家業  
を繼續していくといふようなことにも  
支障がありますので、この點について  
も御賛成を申し上げることができない  
次第であります。

○石川委員長代理 御質疑はありませ  
んか。——それでは次に移ります。

○石川委員長代理 日程第八、法曹一  
元制度實現に關する陳情書、浦和辯護  
士會長會田惣七君提出、文書表第二八  
二號を議題といたします。村專門調査  
員。

○村專門調査員 法曹一元の制度は、  
司法部民主化の最も手近かなしかも有  
效な方法であると考えます。當局はこ  
の際思ひ切つて多數の司法官を在野側か  
ら擔當の地位に採用し、法曹一元制度  
の實現に邁進せられたい。

○石川委員長代理 政府の御意見をお  
伺ひいたします。

○佐藤(藤)政府委員 本陳情の御趣旨  
にはまづたく同感でありまして、從來  
司法部といたしましては、できるだけ  
多數の司法官を在野側から採用したい  
考えのもとに實行いたしておるのであ  
ります。新憲法施行後、なお一層この  
方針を推進していきたいと思ひておる  
のであります。しかしながら、現實の  
問題といたしまして、第一線に優秀な  
在野出身者を迎へることは、なかに  
困難な事情があるのであります。それ  
は一に待遇の問題でありますので、  
この點を是正して優秀な在野法曹を司  
法部に迎へたいと思つて極力努力いた

す、これを認めない理由はないと考  
えます。要するに相續の都度清算手續  
をやることは、いろいろ相續ごとに争  
いを伴うことになり、また一々清算を  
やるということになりますれば、家業  
を繼續していくといふようなことにも  
支障がありますので、この點について  
も御賛成を申し上げることができない  
次第であります。

○石川委員長代理 御質疑はありませ  
んか。——それでは次に移ります。

○石川委員長代理 日程第八、法曹一  
元制度實現に關する陳情書、浦和辯護  
士會長會田惣七君提出、文書表第二八  
二號を議題といたします。村專門調査  
員。

しておるのであります。本省としては、この陳情の趣旨が貫徹せらるるよう、在野の方面においても、よろしく御協力をお願いしたいと存じておるのであります。

○石川委員長代理 御質疑ありませんか。――それでは次に移ります。

○石川委員長代理 日程第九、犯罪の捜査取調等に関する陳情書、龍澤脩之助提出、文書表第二九六號を議題といたします。村専門調査員。

○石川委員長代理 政府の御意見を承りたいと存じます。

○佐藤(藤)政府委員 第一の最近刑事事件は、一應警察官が取調べて、その取調べたものを檢察廳が取調べるといふ方法をとつておるが、それが不適當であるといふことの陳情でございますが、この點につきましては、現在の檢察廳の陣容をもつてしましては、すべての事件について檢察官が初めから捜査に關與するといふことは、どうも不可能であるのであります。そこで初めは警察官の取調べに大體任せておりました、ただある事件によつてその事件の内容、態様等に照らして、警察官を捜査に著手せしめることが不適當な場合に、檢察官が當初から取調べに著手するといふ方法をとつておるのであります、すべての最初の取調べを警察官に任せるといひましたも、檢察官におきましては、一定の方針を授けて、取調べに著手せしめるのでありますから、その間に別に不當な取扱いもないものと考へておるのであります、もし具體的な事例について檢察官が關與しなかつたために、警察官の方で不當な取扱いをしたといふようなことがございませぬならば、檢察廳の方に直接御連絡ください、さような不適當な取扱いがなくなるのではないかと、いふふうに考へておるのであります。

○村専門調査員 第一、犯罪の捜査取調等に関する陳情、東京都においては警察署、警視廳及び検事局が、おの／＼独自の立場において、嚴密な捜査取調べをしておりますがゆえに、その犯罪の真相を十分に捕捉し得る。しかるに當地においては、検事は最初の捜査取調べを全部警察署に一任しあるごとくであつて、その書類の送付をまつて處置するものと推知せられる。かく警察官一本建にて告訴、告發事件を進めるに於いては、その真相の把握は十分徹底せず、かつ狭い農村のごとく、種種多の誘惑もあり、物資不足に悩む現在、私情をさしはさんで取調べ捜査に勝手氣ままな寛嚴を加え得る場合があると思はれる。

○佐藤(藤)政府委員 第一の最近刑事事件は、一應警察官が取調べて、その取調べたものを檢察廳が取調べるといふ方法をとつておるが、それが不適當であるといふことの陳情でございますが、この點につきましては、現在の檢察廳の陣容をもつてしましては、すべての事件について檢察官が初めから捜査に關與するといふことは、どうも不可能であるのであります。そこで初めは警察官の取調べに大體任せておりました、ただある事件によつてその事件の内容、態様等に照らして、警察官を捜査に著手せしめることが不適當な場合に、檢察官が當初から取調べに著手するといふ方法をとつておるのであります、すべての最初の取調べを警察官に任せるといひましたも、檢察官におきましては、一定の方針を授けて、取調べに著手せしめるのでありますから、その間に別に不當な取扱いもないものと考へておるのであります、もし具體的な事例について檢察官が關與しなかつたために、警察官の方で不當な取扱いをしたといふようなことがございませぬならば、檢察廳の方に直接御連絡ください、さような不適當な取扱いがなくなるのではないかと、いふふうに考へておるのであります。

第二、質權、抵當權その他物權の設定について、假裝不完全な登記をなしておる場合がある。これらの詐害行為を防止するについて、適切な方法を講じてもらいたい。

○佐藤(藤)政府委員 第一の最近刑事事件は、一應警察官が取調べて、その取調べたものを檢察廳が取調べるといふ方法をとつておるが、それが不適當であるといふことの陳情でございますが、この點につきましては、現在の檢察廳の陣容をもつてしましては、すべての事件について檢察官が初めから捜査に關與するといふことは、どうも不可能であるのであります。そこで初めは警察官の取調べに大體任せておりました、ただある事件によつてその事件の内容、態様等に照らして、警察官を捜査に著手せしめることが不適當な場合に、檢察官が當初から取調べに著手するといふ方法をとつておるのであります、すべての最初の取調べを警察官に任せるといひましたも、檢察官におきましては、一定の方針を授けて、取調べに著手せしめるのでありますから、その間に別に不當な取扱いもないものと考へておるのであります、もし具體的な事例について檢察官が關與しなかつたために、警察官の方で不當な取扱いをしたといふようなことがございませぬならば、檢察廳の方に直接御連絡ください、さような不適當な取扱いがなくなるのではないかと、いふふうに考へておるのであります。

第三、現行刑法においては、十三歳以上の婦女に對する暴行脅迫をもつて姦淫したものとありますが、暴行脅迫だけでなく、「または詐言を用いて」とのよるな文字を入れてもらいたい。

○佐藤(藤)政府委員 第一の最近刑事事件は、一應警察官が取調べて、その取調べたものを檢察廳が取調べるといふ方法をとつておるが、それが不適當であるといふことの陳情でございますが、この點につきましては、現在の檢察廳の陣容をもつてしましては、すべての事件について檢察官が初めから捜査に關與するといふことは、どうも不可能であるのであります。そこで初めは警察官の取調べに大體任せておりました、ただある事件によつてその事件の内容、態様等に照らして、警察官を捜査に著手せしめることが不適當な場合に、檢察官が當初から取調べに著手するといふ方法をとつておるのであります、すべての最初の取調べを警察官に任せるといひましたも、檢察官におきましては、一定の方針を授けて、取調べに著手せしめるのでありますから、その間に別に不當な取扱いもないものと考へておるのであります、もし具體的な事例について檢察官が關與しなかつたために、警察官の方で不當な取扱いをしたといふようなことがございませぬならば、檢察廳の方に直接御連絡ください、さような不適當な取扱いがなくなるのではないかと、いふふうに考へておるのであります。

○石川委員長代理 政府の御意見を承りたいと存じます。

○佐藤(藤)政府委員 第一の最近刑事事件は、一應警察官が取調べて、その取調べたものを檢察廳が取調べるといふ方法をとつておるが、それが不適當であるといふことの陳情でございますが、この點につきましては、現在の檢察廳の陣容をもつてしましては、すべての事件について檢察官が初めから捜査に關與するといふことは、どうも不可能であるのであります。そこで初めは警察官の取調べに大體任せておりました、ただある事件によつてその事件の内容、態様等に照らして、警察官を捜査に著手せしめることが不適當な場合に、檢察官が當初から取調べに著手するといふ方法をとつておるのであります、すべての最初の取調べを警察官に任せるといひましたも、檢察官におきましては、一定の方針を授けて、取調べに著手せしめるのでありますから、その間に別に不當な取扱いもないものと考へておるのであります、もし具體的な事例について檢察官が關與しなかつたために、警察官の方で不當な取扱いをしたといふようなことがございませぬならば、檢察廳の方に直接御連絡ください、さような不適當な取扱いがなくなるのではないかと、いふふうに考へておるのであります。

○石川委員長代理 政府の御意見を承りたいと存じます。

○佐藤(藤)政府委員 第一の最近刑事事件は、一應警察官が取調べて、その取調べたものを檢察廳が取調べるといふ方法をとつておるが、それが不適當であるといふことの陳情でございますが、この點につきましては、現在の檢察廳の陣容をもつてしましては、すべての事件について檢察官が初めから捜査に關與するといふことは、どうも不可能であるのであります。そこで初めは警察官の取調べに大體任せておりました、ただある事件によつてその事件の内容、態様等に照らして、警察官を捜査に著手せしめることが不適當な場合に、檢察官が當初から取調べに著手するといふ方法をとつておるのであります、すべての最初の取調べを警察官に任せるといひましたも、檢察官におきましては、一定の方針を授けて、取調べに著手せしめるのでありますから、その間に別に不當な取扱いもないものと考へておるのであります、もし具體的な事例について檢察官が關與しなかつたために、警察官の方で不當な取扱いをしたといふようなことがございませぬならば、檢察廳の方に直接御連絡ください、さような不適當な取扱いがなくなるのではないかと、いふふうに考へておるのであります。

記原因たる法律行為が有効かどうか、または登記が眞實の權利關係に合致しておるかどうかという点を實質的に審査する権限をもつていないのであります。従つて現實になされた登記は、必ずしも客觀的に眞實な權利關係に合致するとは限らないのであります、この點に本陳情に言われまするような弊害を生ずる原因があるだらうと思はれるのであります。現行法が實質的審査主義を採用しなかつたのは、この主義による場合は登記手續が遅延し、また制度維持の上に莫大な費用を要するためであらうと考えられますが、假裝行為を登記原因として登記することによつて第三者を害すること、事態を生じますることは、努めてこれを避けなければならぬのであります、政府としてもなお考慮を要するものがあろうと考へられるのであります。しかしながら、登記官吏に實質的審査権を與えて、登記が眞實の權利關係に合致する建前といたしますには、登記法上の權利關係を信頼して取引を行うものをどの程度まで保證保護すべきか、すなわち登記に更新力を認むべきか否かという民法上の根本問題にまでさかのぼつて解決する必要があるのであります、不動産登記法も部分的改正のみによつて急速に解決することは困難であらうと考へられますので、本問題につきましては、さらに民法、登記法を通ずる今後の問題として、なお研究を続けたいと考へておるのであります。それから第三の詐言による強姦罪の規定を刑法は挿入することの陳情でございますが、この點は御意見のように、從來もかような刑法改正意見をしばしば聞くのであります。

○石川委員長代理 御質疑はありませんか。

○石川委員長代理 それでは次に移ります。日程第一〇、松江地方裁判所に廣島高等裁判所支部設置に関する陳情書、松江辯護士會長吉田亥市君提出、文書表第二九九號を議題といたします。村専門調査員。

○村専門調査員 陳情の要旨は、高等裁判所所在地である大廣島市が廢墟と化し、宿舎の崩壊、あるいはまた島根、鳥取の兩縣より廣島に至る交通の困難などその他幾多の障害は、あまた控訴を切望してやまざる人々をして、心ならずもついにこれを斷念せしむるのやむなきに至つておる。かくのごときは、國民の一部をしてひとしく控訴審判の惠澤に浴し得るの機會を失わしめる結果となり、聖代の一大根事と言わなければならぬ。よつて事情御配量の上、松江地方裁判所に廣島高等裁判所支部設置方につき陳情に及ぶ。

○佐藤(藤)政府委員 松江市に廣島高等裁判所支部設置方の陳情の御趣旨は一應ごもつとも存するのであります。政府といたしましては、地理的關係等より、御不便の事情はよく承知しておりますが、裁判所支部の設置は、最高裁判所の権限に屬しておるもので、御趣旨のほどは、最高裁判所によく連絡いたしましたして、御期待に副うようにいたしたいと思ひます。

○石川委員長代理 御質疑はありませんか。

○佐藤(藤)政府委員 松江市に廣島高等裁判所支部設置方の陳情の御趣旨は一應ごもつとも存するのであります。政府といたしましては、地理的關係等より、御不便の事情はよく承知しておりますが、裁判所支部の設置は、最高裁判所の権限に屬しておるもので、御趣旨のほどは、最高裁判所によく連絡いたしましたして、御期待に副うようにいたしたいと思ひます。

○石川委員長代理 御質疑はありませんか。

○石川委員長代理 御質疑はありませんか。

○佐藤(藤)政府委員 松江市に廣島高等裁判所支部設置方の陳情の御趣旨は一應ごもつとも存するのであります。政府といたしましては、地理的關係等より、御不便の事情はよく承知しておりますが、裁判所支部の設置は、最高裁判所の権限に屬しておるもので、御趣旨のほどは、最高裁判所によく連絡いたしましたして、御期待に副うようにいたしたいと思ひます。

昭和二十三年一月十五日印刷

昭和二十三年一月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局